

令和8年 第1回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和8年 1月14日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和8年 第1回 教育委員会会議 議事

○協 議

働き方改革の推進（業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について）  
..... P 3/72

○報 告

令和7年11月定例会議の報告について ..... P 18/72

四日市市 GIGA スクール構想について（教育民生常任委員会 所管事務調査資料）  
..... P 45/72

四日市市学校防災対策ガイドライン（令和8年1月）改訂版について ..... 別冊

四日市市教育大綱の改訂について ..... P 63/72

本市におけるいじめ事案について ..... 別冊

令和7年11月市議会  
定例月議会  
本会議審議等内容報告

四日市市教育委員会

## 令和7年11月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁要旨

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
水谷 一未 (市民目線の会)	<p><b>○学校給食無償化について</b></p> <p>①現在、国では実務者協議が進められており11月中に制度設計が示される見通しであるが、国の動向を踏まえた本市の方針はどうか。</p> <p>②議会において中学校給食無償化を求める請願が採択されている中で、本市の検討状況はどうか。</p> <p>③中学校を無償化対象にしないことは、請願が採択されている状況において反することになるのではないかと。国の制度に関わらず実施することを強く要望する。(意見)</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①報道によると国では具体的な制度設計の協議を進めており方向性を示すとされているが現時点では通知等はない。給食費については令和5年度全国調査の平均月額を基に設定した金額を自治体へ補助するとの情報もあり、国と地方の負担割合も焦点になるとされており、地方交付財措置となった場合、不交付団体の本市は、約16億円を毎年恒常に自己財源で賄う必要がある。</p> <p>このような中、全国市長会等から緊急意見や要望書が提出され、自治体に超過負担が生じないよう国の責任において必要な額を確実に全額確保するよう求められた。本市の市長も東海市長会会長、東海3県20市の普通交付税不交付団体市長の代表として、直接要望を行い、全国一律で実施される学校給食無償化は国の施策であるため、自治体間の費用負担格差の発生がないよう、物価上昇分を見込んだ必要額を補助金で確実に確保する仕組みとするよう求めたところである。</p> <p>本市において報道にある令和5年度全国調査平均月額で給食を実施した場合、分量の削減等が必要となり望ましい栄養価を満たせず、質の担保が難しくなると考える。</p> <p>現時点では国からの具体的な制度が示されておらず、正確な財源の見通しが不明な中で本市の制度設計を行うことは困難な状況である。引き続き国の動向を注視し、国の制度設計に応じた方策を検討していく。</p> <p>②令和7年2月に3党で合意された文書で「中学校への拡大についてもできるだけ速やかに実現する」と示されているが、それ以降新たな情報は把握できていない。</p> <p>国による小学校給食無償化の制度設計も明らかになっていない状況のため、実施を決めていく段階ではないと考える。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
村上 暁 (共産党)	<p><b>○学校給食の無償化について</b></p> <p>①本市では小中学校給食の無償化を求める請願が採択されており、本市の財政状況からも実現可能ではないか。</p> <p>②本市は非常に安定した収入があり、すぐに立ち行かなくなるような状況ではない。多くの署名により請願が提出され採択されていることから、来年度から中学校も実施すべきと考えるが市長の考えはどうか。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①国から具体的な支援制度が示されておらず、財源の見通しをたてるのが困難なため、引き続き国の動向を注視し、国の制度設計に応じた最適な方策を検討していく。</p> <p>(市長)</p> <p>②国の詳細な制度が示されておらず、本市の財政負担額を見込むことができないと責任ある運営はできない。近いうちに国の動向も明らかになると思われるため、国の制度に応じた具体的な方策を考えていきたい。</p>
樋口 博己 (公明党)	<p><b>○なぜ女子トイレは並ぶのか？(構造的な原因)～トイレ整備・改修の方針について～</b></p> <p>①現状の小中学校におけるトイレの洋式化率はどうか。</p> <p>②小中学校では、建築後50年経過し、大規模改修されていない施設もあるため、トイレ独自の計画を策定してはどうか。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①トイレの洋式化はすべての学校で取り組みを進めてきており、令和6年度末時点の洋式化率は、小中学校合計で、校舎は86.5%、屋内運動場では63.7%となっている。今後もさらなる洋式化率の向上を目指していく。</p> <p>②毎年多くの改修工事等を行う中で、トイレの洋式化、ドライ化を順次進めている。昨今の建設業における人手不足などの問題もあり、受注が厳しい状況のため、さらに別途計画を策定することは、入札不調のリスクにもつながり困難である。現状では、現在の整備計画を確実に進めることで、トイレの環境改善に取り組んでいく。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>森 智子 (公明党)</p>	<p>○プレコンセプションケアとオーバードーズ防止対策について            ①学校教育の場でのプレコンセプションケアについての学びはどのように考えるのか。</p> <p>②市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)防止に向けた教育と啓発、学校薬剤師の活用や相談窓口等の対策についてはどのようになっているか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>①教育委員会は、プレコンセプションケアを子ども一人ひとりの将来の健康と健やかな成長を支えるものとして重要であると認識しており、プレコンセプションケアの概念に基づき、健康づくりの基礎を育む教育を推進している。小中学校においては、学習指導要領に基づき、小学校体育科や中学校保健体育科の授業において、児童生徒の発達段階に応じた健康教育を実施している。            今後も関係機関と連携し、生徒が自らの健康に関心を持ち、必要な行動を自律的に判断・実行できるような健康教育を推進していく。</p> <p>②オーバードーズについては、本市教育委員会でも喫緊の課題として認識しており、小中学校において指導している。また、薬物乱用防止教室では、学校薬剤師と連携して指導を行っている。相談窓口については、国・県・市が設置している窓口を一覧としてまとめ、児童生徒や保護者へ配付するなどの対策を行っている。            今後も、専門家や関係機関と連携し、オーバードーズ防止教育の充実と相談窓口の周知啓発に努めていく。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>森川 慎 (政友クラブ)</p>	<p><b>○学校タブレットについて</b>  <b>①</b>端末の導入から現在の状況はどうなっているか。</p> <p><b>②</b>端末の運用方法に係る学校間の差を生じさせない配慮はどのようにになっているか。</p> <p><b>③</b>端末の故障への対応はどうしているのか。</p> <p><b>④</b>端末を毎日持ち帰らなくてもよい運用方法や、学校に置いていって良いものの再検討についてはどのようにになっているか。</p> <p><b>⑤</b>長期休業中における端末を活用した家庭学習について、タブレットだと保護者が進捗状況の確認できず、紙の宿題の方が望ましいのではないか。</p> <p><b>⑥</b>今後、端末を使つての宿題は増やす方向なのか。</p> <p><b>⑦</b>端末活用に係る総括及び今後の取組についてはどのように考えているのか。</p>	<p>(教育長)</p> <p><b>①</b>本市は令和元年から児童生徒用タブレット端末等を順次整備し、令和3年度には児童生徒1人につき1台のタブレット端末を配備した。また、並行して教職員用タブレット端末、校内無線LAN、各教室へのプロジェクタセットの配備も進めた。児童生徒用端末は令和8年に更新予定であり、教職員用タブレット端末の更新や、通信ネットワークの強化についても計画的に進めている。</p> <p><b>②</b>各校の校内組織にICTコーディネーターを位置付け、年に2回の研修会に参加させている。また、指導主事の各校への個別訪問指導、ICT活用実践推進校等の成果の共有により、学校間のICT活用の差が生じないように努めている。今後も、各校の創意工夫や自主性にゆだねる部分を残しつつ、教職員対象の研修会や公開授業、管理職対象の個別訪問等を通じて、各校の学びに差が生じないように推進していく。</p> <p><b>③</b>通信環境改善に取り組みつつ、不具合報告が多いバッテリー劣化については、モバイルバッテリー配備し、対応している。また、その他不具合に対しては、予備機補充により、学習の継続ができるように対応している。</p> <p><b>④</b>端末は基本持ち帰り、学習に自主的に取り組むことをねらいとしている。荷物負担軽減策や軽量端末導入により児童生徒の負担に配慮している。持ち帰りの荷物が適切であるか見直すよう、改めて各校へ周知する。</p> <p><b>⑤</b>夏休みの宿題は紙とタブレットを併用している。現在でも、端末上で取り組んだ状況については、子どもの端末から確認することはできる。今後、保護者に対して、宿題の内容や学習履歴の見方等について共有し、学校と家庭が共に子どもの学びを応援できるよう各校に働きかける。</p> <p><b>⑥</b>市が導入しているツールはできるだけ使っていきたい。効率を考えると端末が優位だが、書くことも大事なので、端末と紙のベストミックスの中で取り組んでいきたい。</p> <p><b>⑦</b>端末導入で「主体的・対話的で深い学び」につながる授業にスタイルが変化してきた。自ら課題を見つけて探究的に学ぶ力については十分ではないため、推進校の取組を全校に共有し、学校でも家庭でも、タブレット端末を活用することで、児童生徒の学びが深まるよう、取り組みを推進する。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>樋口 龍馬 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○9.12豪雨を教訓とした流域治水の推進 ～田んぼダム、小中学校のプール、家庭の 雨水貯留タンクと雨庭補助～ ①大規模豪雨の予報時に、小中学校のプー ルの水を事前に抜くことで、一時的な貯水池 として活用してはどうか。</p>	<p>(副教育長) ①豪雨が予想される都度プールの水を抜くこ とは、水道料金や教職員の負担増などの課 題もあり難しい。なお、小学校では水泳指導 の民間委託により、プール施設が教育活動と しては不要となる。今後は、附属建物を含め た小学校プール施設全体の解体を行い、教 育活動において有効な土地利用のあり方を 検討していきたい。</p>
<p>平野 貴之 (新風創志会)</p>	<p>○子どもを守れ～犯罪の温床を断とう～ ①藤沢市の小中学校で導入されている来校 者誘導ラインのような取り組みを四日市市で も進めてはどうか。</p>	<p>(教育長) ①学校は何よりも安全・安心な場所であるこ とが重要であり、本市では不審者侵入の防止 のため、校門開閉の徹底や来校者の名札使 用、地域や保護者との情報共有、全校への 防犯カメラ設置等の取り組みを進めている。 藤沢市の取り組みについて聞き取ったとこ ろ、不審者の早期発見等の効果が見込める が具体的な成果が目に見えにくく、屋外設置 の誘導ラインは劣化が進み、維持管理に手 間やコストがかかる実態があることがわか った。本市としても、藤沢市の事例のような環境 づくりの視点を参考にしながら本市の現状に 即した取り組みを引き続き検討していく。</p>

## 令和7年11月議会(予算常任委員会教育民生分科会)の質問質疑に対する答弁要旨

## ◎債務負担行為の補正

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
山田 知美 (新風創志会)	<p>○第5次四日市市学校教育ビジョン策定支援業務委託費</p> <p>①アンケート調査や学習状況等の分析は委託先が行うのか。</p> <p>②四日市市こども計画の策定に当たって聴取した子どもの意見も学校教育ビジョンの策定に大いに関係すると思うが、参考にしてはどうか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①まずは委託先が分析したうえで、教育委員会が確認をすることでより良いものになると考えている。</p> <p>②四日市市こども計画の策定に使用したデータについても、取り入れられるものは取り入れていきたい。</p>
中川 雅晶 (公明党)	<p>①2030年の学習指導要領の改訂に向けて、国からは論点整理の素案が示されているが、今後のデジタル化の進展やAIの進化、国際的な日本の立ち位置などを踏まえた内容になっており、次期学習指導要領に向けた内容も学校教育ビジョンに反映すべきではないか。</p> <p>②学校でのワークショップやシンポジウムを企画することが記載されているが、子どもや市民の意見を学校教育ビジョンに反映させるということか。</p> <p>③学校でのワークショップ以外にも、SNSやインターネットを活用して、学校に来られない子どもや、参加しない子どもの意見も聴取する方法を検討してほしい。また、フリースクールなどの民間の関係者の意見も聴取し、官民連携した学校教育ビジョンの策定につなげてほしい。(意見)</p> <p>④前は業務委託をしていないのか。</p> <p>⑤学校教育ビジョンの策定に向けた決意を聞かせてほしい。</p> <p>⑥業務委託に係る費用が将来的に何倍もの価値となるよう、子どもをはじめとした多様な意見を取り入れて、より良い学校教育ビジョンになることを期待する。(意見)</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①学校教育ビジョンは令和9年度からの5年間を決める重要なものであるため、国の論点整理についても精査しながら内容を反映していきたい。</p> <p>②ワークショップで中学生を中心に多様な意見を吸い上げ、シンポジウム等でも市民の意見を取り入れて、できるだけ意見を反映した内容にしていく予定である。</p> <p>④前は、業務委託は行わず、教育委員会が作成していたが、今回はより広く意見聴取をし、市民に伝わりやすい内容にするために業務委託をして策定に取り組みたい。策定に当たっては、教育委員会が主導権をもって作り込んでいく。</p> <p>(教育監)</p> <p>⑤既に教育委員会内で学校教育ビジョン策定委員会を立ち上げており、教職員や子どもの意見聴取を始めている。新たな形で質の高い学校教育ビジョンを作成できるよう取り組んでいく。今回、初めて業務委託を実施するが、多様な意見を広く取り入れながら、先を見据えた内容としたい。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
伊世 利子 (フューチャー 四日市)	<p>○学校図書館業務委託費</p> <p>①図書司書がいることで、子どもたちは本を借りていくようになっているのか。</p> <p>②タブレットに移行している中でも、本をたくさん借りて読んでほしい。(意見)</p>	<p>(教育推進課長)</p> <p>①司書の派遣によって、読書フェアやイベント等も含め、子どもたちの読書活動の充実につながられている。ある中学校では、1年間5000冊の貸し出し。1人10冊。かなりの冊数を貸し出しができています。司書の派遣によって貸し出しは増えている。</p>
中川 雅晶 (公明党)	<p>○民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費</p> <p>①民間委託の効果の見える化や、データ化(25m泳げる)など、効果検証の方法はあるか。また、教員の役割について、実技指導者ではない教員の役割をどのように考えているか。 例えば、愛知県では、タイムで市内での順位を競っている。四日市市も得意な子がチャレンジするような、これからの取組は考えているのか。</p> <p>②これから、どのようにバージョンアップしていくのが教育委員会の腕の見せどころである。効果を示すということも大切である。指導者の数が足りるのかということが課題ではないか。この先をどうするのかを検討してほしい。</p>	<p>(教育推進課長)</p> <p>①効果については、泳力に関することについて、実施後子どもたちも教師もどれくらい泳げたのか、振り返りを行っている。本市ではタイムトライアルについては行っていないが、これから子どもたちのやる気などをどのように醸成していくのかについては考えていきたい。 教員の役割についても、どのような動きができるのかということについては、これから状況を把握しながら効果検証していきたい。</p> <p>②現在、事業は順調に進んでいる。これから事業をどのように展開していくのかということについて、しっかり効果検証して継続していく。</p>
中川 雅晶 (公明党)	<p>○可動式プロジェクタセットリース及び導入業務委託費</p> <p>①可動式プロジェクターについて、特別支援学級や特別教室で使用することのだが、何セット入れることになるのか。</p> <p>②教材提示装置とはどういったものか。</p>	<p>(教育推進課長)</p> <p>①全市的にワゴンタイプを1266台導入していた。令和7年度、更新時に壁付を795台導入した。来年度は残っている台数を更新。637台で2億8千900万円となる。 各校の実情に合わせて、特別教室にもいきわたるように配備する。また、特別支援学級では、教室を2つに仕切って使うなど可動式は有効。特別支援教室にもしっかりといきわたるようにしていく。</p> <p>②教材提示装置とは、75ページ記載の写真の通り、家庭科や技術科など様々な指導の際に、教師の手元を映すことができる。子どものノートを映すことができるなど活用の幅は広い。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
笹岡 秀太郎 (政友クラブ)	<p>○図書館空調機器保守点検業務委託について</p> <p>①資料保存の観点から、温度・湿度の管理を行っていると思うが、機器はどのくらい使用しているのか。</p> <p>②貴重な資料を保全できなければ新図書館ができて本末転倒である。単なる空調機器の保守管理ではなく、温度、湿度の管理体制を強化させるような一定の投資も考えるべきでは。</p> <p>③本市の貴重な財産を守る任務があることを意識して、必要な予算は要求しながら取り組んでほしい。(意見)</p>	<p>(図書館長)</p> <p>①本来は全面更新が望ましい時期だが、数年前に必要な修繕を行っており、新図書館ができるまでは必要に応じて手を入れながら現行機器を維持していく予定である。</p> <p>②全面更新するには休館や高額な費用が必要となり、費用対効果を考えると難しい。また、古い機器であるため部品の供給が難しいなどの課題がある。不具合が発生した場合は、その部屋だけ別途エアコンを設置するなどの対応になると考える。現状は保守点検業者の報告に基づく随時の対応により、安定して稼働できている。</p>

令和7年11月議会(予算常任委員会教育民生分科会・教育民生常任委員会 報告)の質問質疑に対する答弁要旨

◎債務負担行為の補正

◎小中学校給食費について

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
伊世 利子 (フューチャー 四日市)	<p>○学校給食用食材調達等業務委託費</p> <p>①給食の質の維持や地産地消をより進めるために公費負担分が増えるのか。</p> <p>②もっと食材を良いものにしてほしいと考えるが、32%ということで理解した。(意見)</p>	<p>(学校教育課長)</p> <p>①学校給食の食材の選定をそのまま維持するために今後の物価上昇を考え試算すると、32%の公費負担分が見込まれるということである。</p>
上 麻里 (政友クラブ)	<p>○小中学校給食費について</p> <p>①提言(3)「安全・安心への取組を継続し質を落とさないように努めること」について、アグリサポーターへアンケートを実施した結果、地産地消や食育に貢献できることに意義を感じており、もっと出荷したいが規格制限の課題があることがわかったため、課題について協議をすることで地産地消につなげてはどうか。</p> <p>○学校給食用食材調達等業務委託費</p> <p>①米の価格の契約は半年契約か。</p> <p>②米の価格変動が激しいことから短期での契約は難しいのか。</p> <p>③学校給食においては米の価格が副食の価格に大きな影響を与えることから、少しでも価格が抑えられるよう努力していただきたい。(意見)</p>	<p>(学校教育課長)</p> <p>①今回いただいた意見をもとに、生産者の方の声も活かしながら進めていきたい。</p> <p>(学校教育課長)</p> <p>①10月に契約をし、その後1年間の契約である。</p> <p>②可能かどうかも含めて今後の検討課題としたい。</p>

令和7年11月議会(教育民生常任委員会 報告)の質問質疑に対する答弁要旨  
 ◎四日市市フリースクール等民間施設・団体との連携に係る調査報告について

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
伊世 利子 (フューチャー 四日市)	①会議体を持たずに連携できるのか。十分な連携をするために会議体を持ってほしい。	(育ち支援課長) ①会議体がなくても連携できている。特に福祉総務課とは、中学卒業後の支援について連携している。今後は福祉、子育て、医療との連携を強化していく。
中川 雅晶 (公明党)	<p>①県と市との役割分担をしていく必要があるという方向性は見て取れたが、家庭への経済的支援は、三重県は非課税世帯のみだが、本来必要なところに支援が届いているのか、また、運営費補助も三重県と長野県では金額の単位が違う。そのあたりは妥当なのかどうかまで踏み込んで調査しているのか。</p> <p>②民間団体との連携については、方向性や意図をもってアップデートしてほしい。</p> <p>③民間施設・団体は、大きく「学習重視型」と「居場所重視型」があり様々であるため、一定のガイドラインに沿って、尚且つ、連絡会のような会議体にもしっかりと参加してもらい、いくつかの要件をクリアしてもらうことが重要である。</p> <p>一方で、認証制度及び運営費補助は県が担うべきものだと考える。なお、家庭への経済的支援は市が担うべきものだと考える。このことについては、県議会議員との施策交流会議でも提案する予定である。市の方針を聞かせてほしい。</p>	<p>(育ち支援課長)</p> <p>①県は、団体に1/3補助(40～60万円)、家庭には1/2補助(上限15,000円)で、四日市市でも受けている子はいると把握している。県・市との役割分担についてはもう少し考えていく必要がある。</p> <p>②学校・フリースクール等民間施設団体・市教委との連携は大切と考えている。ケース会議への参加を例に挙げているが、子どもを中心に議論することを大事にしながら進めていく。</p> <p>(教育長)</p> <p>③県の施策は、市への相談なく始められるため、市としてどう進めるのが適切かを調査結果をもとに考えたい。今後、県の意図を明らかにしながら進めていきたいと考える。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
山田 知美 (新風創志会)	<p>①フリースクールは学習型と福祉型に分かれると思うが、両方がバランス良く連絡会に参加する必要がある。またケース会議について、関係機関にフリースクールは入るのか。</p> <p>②SSWが保護者と学校の間やフリースクールの間を取り持っているという現状がある。保護者の視点を持ったケース会議になるよう進めてもらいたい。</p>	<p>(育ち支援課長)</p> <p>①市内フリースクール等の様態はさまざまであると認識している。連携に係るガイドラインを作成中である。</p> <p>②ケース会議への参加については守秘義務に留意して進めていきたい。</p>
上 麻里 (政友クラブ)	<p>①不登校の子どもが学校でできないこと。例えば、健康診断や性学習などについて、教委や学校からフリースクールに学習するように示すことはできないのか。</p>	<p>(登校サポートセンター所長)</p> <p>①健康診断については、子どもの状態に応じ、可能な限り学校で実施しているのが現状である。</p> <p>フリースクール等との連絡会は昨年度から始めてきた積み上げの成果として、民間・施設団体の強みを活かした協働的な枠組みを作っていこうという気運が高まっている。その中で、自分たちの知見を高めたいという意見をいただいております。昨年度は評価にかかる研修を実施した。今後も福祉面でSSWとの交流会等を想定している。</p>
田中 徹 (市民目線の会)	<p>①ケース会議は7～8人集まってこの日という縛りがあるので、出席する側には様々な負担感があると思う。守秘義務の課題はあるが、負担感を取り除くために、前もって情報を提供する等の配慮が必要だと思う。</p>	<p>(登校サポートセンター所長)</p> <p>①先月の連絡会において、学校が主催するケース会議にフリースクール等として協力してもらえるかどうかについて尋ねたところである。参加者からは、参加したいとのご意見だった。</p> <p>今後、負担のかからないよう配慮しながら進めていく。</p>

令和7年11月市議会定例会議会

予 算 常 任 委 員 会  
全 体 会 資 料

知と交流の拠点施設整備事業費  
(債務負担行為) について

政 策 推 進 部

## 知と交流の拠点施設整備事業費 (新図書館等拠点施設整備)

### 1. 目的

知識や情報、人に出会える滞在型図書館を核とし、市民の創造・交流活動の場となる多目的ホール、カフェ等を組み合わせた、「知」と「交流」の拠点施設の整備を進める。

### 2. 内容

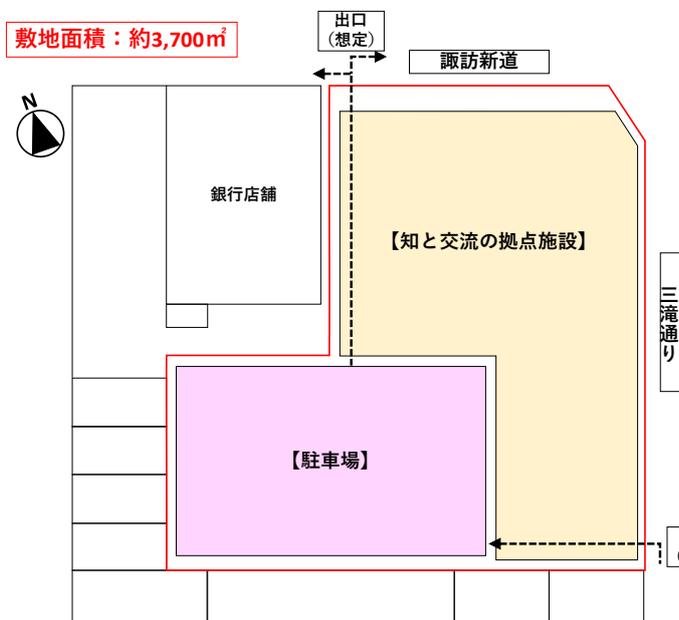
中心市街地の市役所北側民有地において、滞在型の「知」と「交流」の拠点施設整備に向け、市民意見をいただきながら、建物の配置、間取り、外観、構造、設備などの基本的な内容を図面としてとりまとめる基本設計を行う。

基本設計に合わせて実施する市民ワークショップについては、スターアイランド跡地での市民ワークショップ等でいただいた新図書館に関する市民意見に加えて、新たに多目的ホールなど図書館以外の機能を中心に市民意見をいただき、多目的ホールやワークショップスペースなど交流機能の使い方等について、基本設計に反映していく。

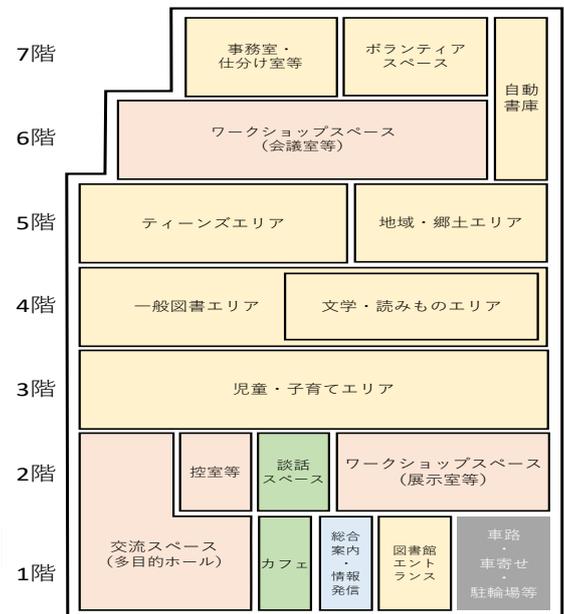
加えて、令和7年9月12日からの記録的大雨を受けて、建物の基本設計に合わせて、拠点施設からの雨水の流出抑制方策についても検討を行う。

なお、令和8年度の基本設計完了に向けて、令和7年度から基本設計者の選定手続きを行う必要があることから、債務負担行為を計上する。

#### 【建物配置のイメージ】



#### 【フロア構成のイメージ】



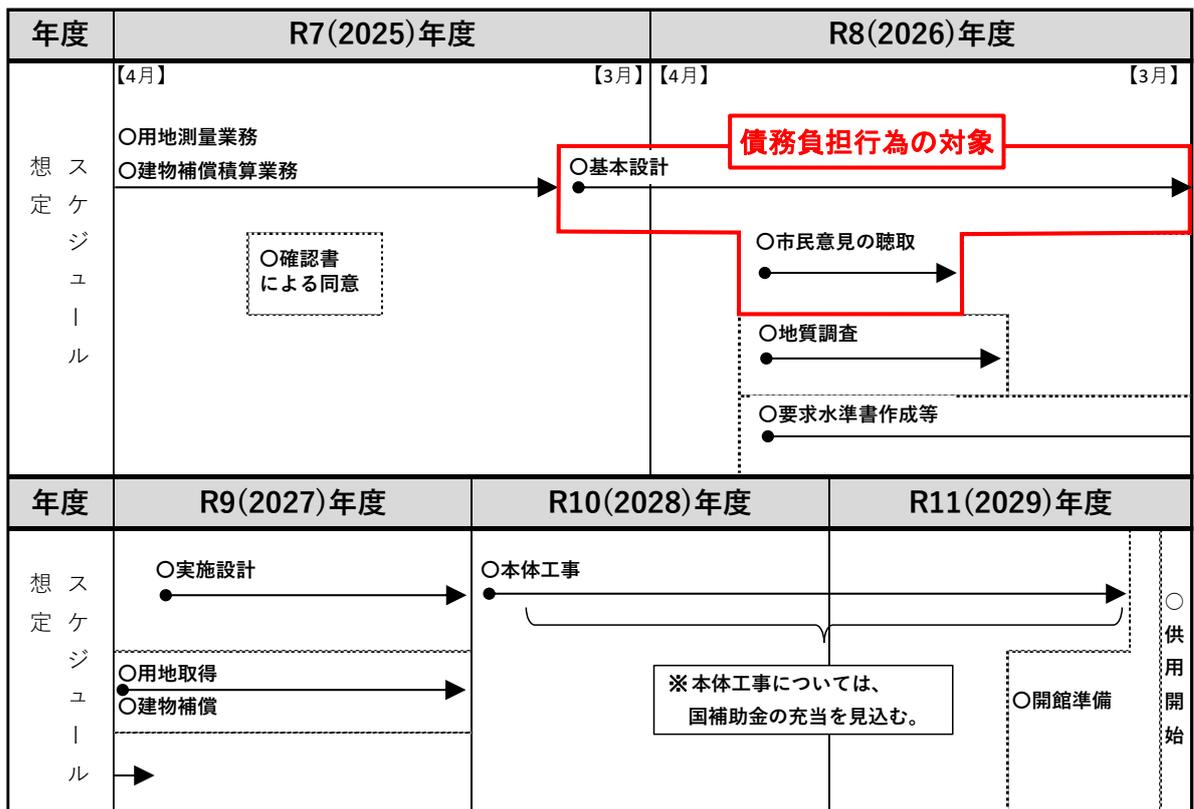
- ※建物配置・フロア構成については、基本計画（平成30年策定）の想定規模を基に配置したイメージであり、今後進める基本設計の中で内容を固める。
- ※2階のワークショップスペース（展示室等）については、活動の規模に応じて間仕切りを変更できる展示室のほか、多目的ホール（発表の場）と一体となった、音楽・ダンス・演劇など様々な活動の練習の場を設けるものとしている。
- ※6階のワークショップスペース（会議室等）については、知の拠点としてグループでの学習等に利用できる研修室・学習室のほか、市民が企画する講座等の開催場所や準備段階でのミーティングに利用できる、会議室等を設けるものとしている。
- ※なお、ワークショップスペースの規模（面積）については、他の公共施設との使い分けや役割分担を踏まえて、今後、基本設計を進める中で、基本計画の想定規模から見直しを検討する。

### 3. 債務負担行為（追加）

- ・知と交流の拠点施設整備基本設計業務委託費  
 限度額 271,000千円  
 期間 令和7年度から令和8年度まで

### 4. スケジュール

- ・各地権者等が、知と交流の拠点施設整備事業にご協力いただくに際し、「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」の適用に向け、三重県等の関係機関との協議を進める。
- ・この特例を適用するための協議には、「事業計画を示した各階平面図、立面図等」が必要となることから、今後、基本設計を進め関係機関との協議が整った後に、正式な買取申し出を行い、用地取得契約を結ぶこととなる。



※各工程が最短で進んだ場合

## 5. 知と交流の拠点施設（新図書館等拠点施設）整備について

### （1）各地権者等との交渉状況

- ・各地権者や建物所有者に対し、用地買収費や借地料、建物等補償費の概算金額を示した上で、事業地内で対象となる9名の地権者等全員から事業協力の意向を「確認書」としていただいた。
- ・借地の意向が示されている一部土地（約1,950㎡）については、定期借地ではなく普通借地をお願いしており、当初設定する借地期間を50年以上、借地料については年額約800万円で協議を進め、了承をいただいている。
- ・令和7年9月12日からの大雨に伴い、9月定例会議での関係予算の撤回を受けて、見直した事業スケジュールを地権者等全員に説明し、協力の意向に変わりが無いことを確認している。



### （2）概算総事業費について

- ・知と交流の拠点施設本体と駐車場については、図書館システムやサイネージ、家電や消耗品等の備品購入費を除き、120億円～150億円の範囲で整備していく。
- ・用地買収費については、5筆の合計約1,750㎡で約5.2億円、建物等の補償費については、建物4棟の移転補償費と工作物の補償費等の合計で約1.5億円を見込んでいる。

○概算総事業費については、建物整備費（120億円～150億円）に、用地買収費と建物等補償費（約7億円）を合わせた127億円～157億円で事業を進めていく。なお、借地料については年額約800万円を見込んでいる。

- ・また、自動車文庫の拠点及び閉架書庫（利用者に電子で提供できる資料の原本等の保管場所）については、別途、確保することとしており、整備として約1.2億円程度、現図書館の除却費用3.8億円程度を見込んでいる。

※近年では、工事費等が高騰しており、今後の動向については予測がつかない状況であるため、基本設計を進める中でコスト削減を努めながら具体的に精査し、その時点での建設物価等を反映していくものとする。

※また、イオングループ様より、「イオングループ発祥の地とも言える、岡田屋呉服店跡地に近接した場所で整備される施設のコンセプトに賛同し、地域の生涯学習、文化の発展に貢献していきたい。」旨の意向を伺っており、知と交流の拠点施設の整備にあたり、10億円の寄附をいただけることとなっている。

### （3）多世代交流機能について

#### ①知と交流の拠点施設における導入機能

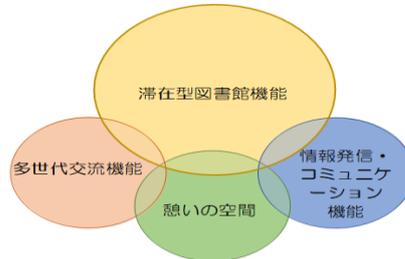
- ・「新図書館のコンセプト」、「導入機能と規模」については、中心市街地拠点施設整備基本計画（平成30年策定）でとりまとめた整備方針を踏まえるとともに、駐車場を併設する。

#### ○新図書館のコンセプト

- ・ICTにも対応し、日常の居場所となる全世代を対象とした※滞在型図書館（※滞在型図書館：単なる図書の貸し借りの場ではなく、読書などで本を楽しみ、調べものや生涯学習もできる、ゆとりある空間を持ち、また、新たな情報や人に出会い、子どもから高齢者までの多世代が交流できる図書館。）

#### ○機能配置のイメージ

- ・「滞在型図書館機能」を核とし、「多世代交流機能」「情報発信・コミュニケーション機能」、「憩いの空間」が融和し、各機能間の相乗効果を高める施設を目指すとともに、中心市街地にある市立博物館や市文化会館等との連携やすみ分けを行う。



#### ○導入機能と規模

- ・現在の候補地（市役所北側民有地）における各機能の規模については、以下のとおり想定している。

i) 「滞在型図書館機能」	: 6,800 m <sup>2</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般成人エリア</li> <li>・子どもと子育てエリア</li> <li>・ティーンズエリア</li> <li>・資料・情報（郷土）エリア</li> </ul>	
ii) 「多世代交流機能」	: 3,300 m <sup>2</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流スペース（発表の場、イベントの場）：多目的ホール等</li> <li>・ワークショップスペース（練習の場）：会議室等</li> </ul>	
iii) 「情報発信・コミュニケーション機能」	: 200 m <sup>2</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シティプロモーションスペース：地域情報等</li> <li>・市民団体の紹介スペース：活動発信等</li> </ul>	
iv) 「幅広い市民が気軽に立ち寄れる憩いの空間等」	: 400 m <sup>2</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェスペース</li> <li>・休憩、談話スペース</li> </ul>	
○ その他共用エリア等	: 2,450 m <sup>2</sup>
合計	: 13,150 m <sup>2</sup>

「併設駐車場」 : 200台程度

## ②交流スペース（多目的ホール等）について

### ○多目的ホールの位置付け

- ・多目的ホールについては、平成30年の基本計画において、市民が企画する音楽、ダンス、演劇、講演など様々な創造活動の発表などの場として位置付けていた。
- ・スターアイランド跡地では、民間施設の共有や、構造等の制約からコストが過大になることから、多目的ホールの整備は難しかった。
- ・今回の候補地では、市単独での整備となるため、多目的ホールを整備することが可能となり、総合計画の推進計画事業である小規模ホールとして整備していく。

### ○総合計画に位置付けた小規模ホールについて

- ・長年、文化活動団体や市政アンケートから、市民グループが利用しやすい規模のホールを望む声が寄せられており、市民の多様で活発な文化活動を促し、文化を創造する環境づくりを推進するため、小規模ホールについては、音楽や演劇、舞踊等の舞台公演に必要な音響等の舞台装置を備えた、市民グループが利用しやすい規模で整備していく。
- ・小規模ホールの整備によって、既存の四日市市文化会館第1ホール（約1,800席）、第2ホール（約600席）と、公演の規模に応じた施設の使い分けも可能となる。
- ・拠点施設における多目的ホールを、総合計画に位置付けた「市民グループが利用しやすい規模のホール」として活用できるよう、今後、機能面等の整理を行いながら検討を進めていく。

### ○多目的ホール等で想定する規模

- ・多目的ホールの想定規模については、現時点では下表のとおり想定しているが、詳細については、今後予定している、多目的ホールなどの図書館機能以外を中心とした市民ワークショップでの意見も取り入れながら、フレキシブルな使い方ができるよう、基本設計を進めていく。

機能	階数	スペースの活用例	想定規模
交流スペース (多目的ホール等)	1階	<ul style="list-style-type: none"> <li>○演劇・音楽コンサート等で利用可能な劇場形式での公演</li> <li>○平土間形式でのイベント</li> <li>○総合受付、倉庫等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公演時には、200人～300人程度の観客席、舞台を持つホール（約1,000㎡）</li> <li>・観客席を収納することで、自由なレイアウトで使えるフラットなスペース</li> <li>・総合受付、倉庫等（約300㎡）</li> </ul>

### ○多目的ホールの配置の考え方について

- ・拠点施設全体のフロア構成の考え方として、令和5年度にスターアイランド跡地を候補地として実施した市民ワークショップも踏まえ、「基本的には下から上に向かって、動（賑やか）→静（穏やか）になっていく流れ」を踏襲することとしており、多くの人が集まり賑わいにつながる多目的ホールについては、1階に配置することとしている。
- ・加えて、災害等の非常時には大勢の観客の避難が発生することや、ホールの運営上、開演時・閉演時に観客が集中することから、観客の安全確保や、図書館利用者の移動に支障とならないよう、1階に多目的ホールを配置することが望ましいものとする。
- ・また、多目的ホールを上層階に配置する場合、資器材の搬出入のため、利用者が移動するエレベーターとは別で、大型の荷捌き用エレベーターの設置が必要となり、コスト増加につながる。

## ③ワークショップスペース（会議室等）について

## ○会議室等の位置付け

- ・平成30年の基本計画において、市民が企画する体験ワークショップや展示活動に利用できる展示室、音楽、ダンス、演劇など様々な活動の練習室のほか、講座やミーティング、グループでの読書や学習に利用できる会議室等を設置する方針としていた。
- ・現時点では、基本計画に位置付けた展示室や練習室、会議室等で活用できるスペースの設置により、幅広い世代の交流を促すとともに、グループでの学習や作業等の参加・体験を通じ、双方向の学びや創造の実現につなげることをしている。

## ○ワークショップスペースで想定する規模

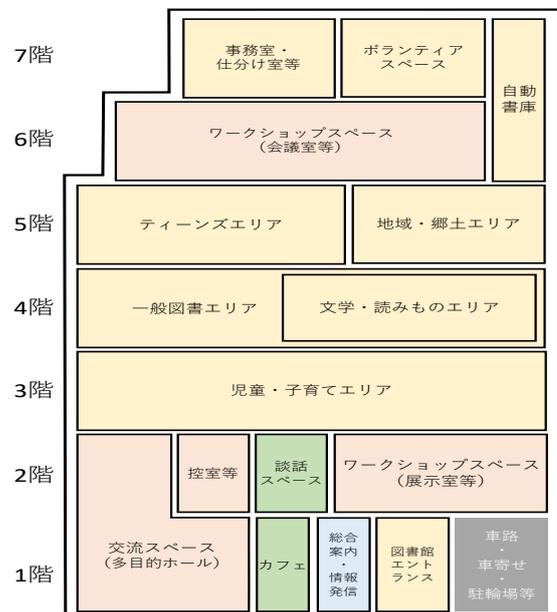
- ・ワークショップスペースの想定規模については、現時点では下表のとおり想定しているが、詳細については、今後予定している、図書館機能以外を中心とした市民ワークショップでの意見も取り入れながら、フレキシブルな使い方ができるよう、基本設計を進める。

機能	階数	スペースの活用例	想定規模
ワークショップスペース (会議室等)	6階	○会議室、教室、研修室、学習室、実習室等	・会議室等（約1,300㎡）
	2階	○展示室 ○演劇・音楽・ダンス等の練習室	・間仕切り変更可能な展示室（約500㎡） ・練習室（約200㎡）

## ○ワークショップスペースの配置の考え方について

- ・拠点施設全体のフロア構成の考え方については、令和5年度にスターアイランド跡地を候補地として実施した市民ワークショップも踏まえ、「基本的には下から上に向かって、動（賑やか）→静（穏やか）になっていく流れ」を踏襲することとしている。
- ・このため、2階のワークショップスペースについては、多くの人が集まり主催者と来場者が直接交流するような体験型スペース、演劇・音楽・ダンス等の練習スペースとして配置する方針としている。
- ・なお、展示室の間仕切りを変更可能とすることで、様々な用途に応じた活用ができるよう、フレキシブルな使い方についての検討を進める。
- ・一方、6階のワークショップスペースについては、市民活動の各種講座や打合せ、グループワークなど、閉鎖的な空間での学習や作業のスペースとして配置する方針としている。
- ・また、これらのワークショップスペースについては、図書館部分のように本棚が並ばないことから、地震や津波、洪水など災害の種別に応じ、災害から命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」としての活用を前提に、基本設計を進める。

## 【フロア構成のイメージ】



※フロア構成については、基本計画（平成30年策定）の想定規模を基に配置したイメージであり、今後進める基本設計の中で内容を固める。

#### （４）市民ワークショップについて

- 令和5年度に行った市民ワークショップについては、下表のとおり図書館部分に期待する機能や使い方等を主な検討内容として、高校生や子育て世代をはじめ、対象者の区分ごとに2回ずつ合計6回開催し、延べ104人の方々から幅広いご意見をいただき、基本設計に反映した。

回	日付	対象者	主な検討内容
1	令和5年 7月17日(月・祝)	一般	・フロア構成（動線、吹抜けの有無、児童・子育て・ティーンズの位置、学習室等）
2	令和5年 8月10日(木)	高校生	・フロア構成（動線、吹抜けの有無、児童・子育て・ティーンズの位置、学習室等） ・ティーンズエリアのあり方
3	令和5年 9月12日(火)	子育て中 の人優先	・フロア構成（動線、吹抜けの有無、児童・子育て・ティーンズの位置、学習室等） ・子育てエリアのあり方
4	令和5年 10月28日(土)	子育て中 の人優先	・遊具等の必要性 ・フロアデザインの方向性
5	令和5年 10月28日(土)	高校生	・学習スペースのあり方 ・ティーンズコーナーへの要望 ・フロアデザインの方向性
6	令和5年 11月23日(木・祝)	一般	・フロアデザイン案に対する追加要望、見直し要望等

- 今回の基本設計にあわせて実施する市民ワークショップについては、スターアイランド跡地での市民ワークショップ等でいただいた新図書館に関する市民意見に加えて、新たに多目的ホールなど図書館以外の機能を中心に市民意見をいただき、多目的ホールやワークショップスペースなど交流機能の使い方等について、基本設計に反映していく。

## &lt;追加資料&gt;

## 知と交流の拠点施設整備事業（新図書館等拠点施設整備）について

## 1. 中心市街地の主な会議室等の稼働状況について

## (1) 会議室等（各種講座、ミーティング等に対応した諸室）

施設	室数	平均面積	平均稼働率			残目標 耐用 年数
			平日	休日	全体	
文化会館	3室	66㎡	53.5%	52.5%	53.1%	27年
本町プラザ	2室	86㎡	38.6%	46.7%	41.7%	31年
なやプラザ	7室	64㎡	33.4%	39.8%	35.1%	20年
じばさん	12室	80㎡	42.6%	39.3%	41.4%	32年

## (2) 展示室等

施設	室数	平均面積	平均稼働率			残目標 耐用 年数
			平日	休日	全体	
文化会館	3室	278㎡	45.2%	59.4%	50.9%	27年
じばさん	1室	183㎡	12.9%	29.4%	18.8%	32年

## (3) 練習室等（音楽活動、演劇等に対応した諸室）

施設	室数	平均面積	平均稼働率			残目標 耐用 年数
			平日	休日	全体	
文化会館	5室	77㎡	49.6%	65.2%	55.3%	27年
なやプラザ	2室	83㎡	69.8%	76.7%	71.7%	20年

## 2. スターアイランド跡地計画における基本設計費等の内訳

- (1) 事業者が行った建物全体（躯体部分）の設計費のうち本市が負担した図書館分 90,826千円
- (2) 本市が行った、新図書館の内装や設備等に係る基本設計費 140,800千円  
(基本設計の内容)
- ・ 設計条件等の整理
  - ・ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
  - ・ 基本設計方針の策定
  - ・ 基本設計図書の作成
  - ・ 概算工事費の検討
  - ・ 基本設計内容の建築主への説明等
  - ・ 家具（書架等）・備品等のレイアウト計画
  - ・ 新図書館に備えるべき機能の検討（観光・交流機能、防災・セキュリティ計画等）
  - ・ 事業者との協議支援

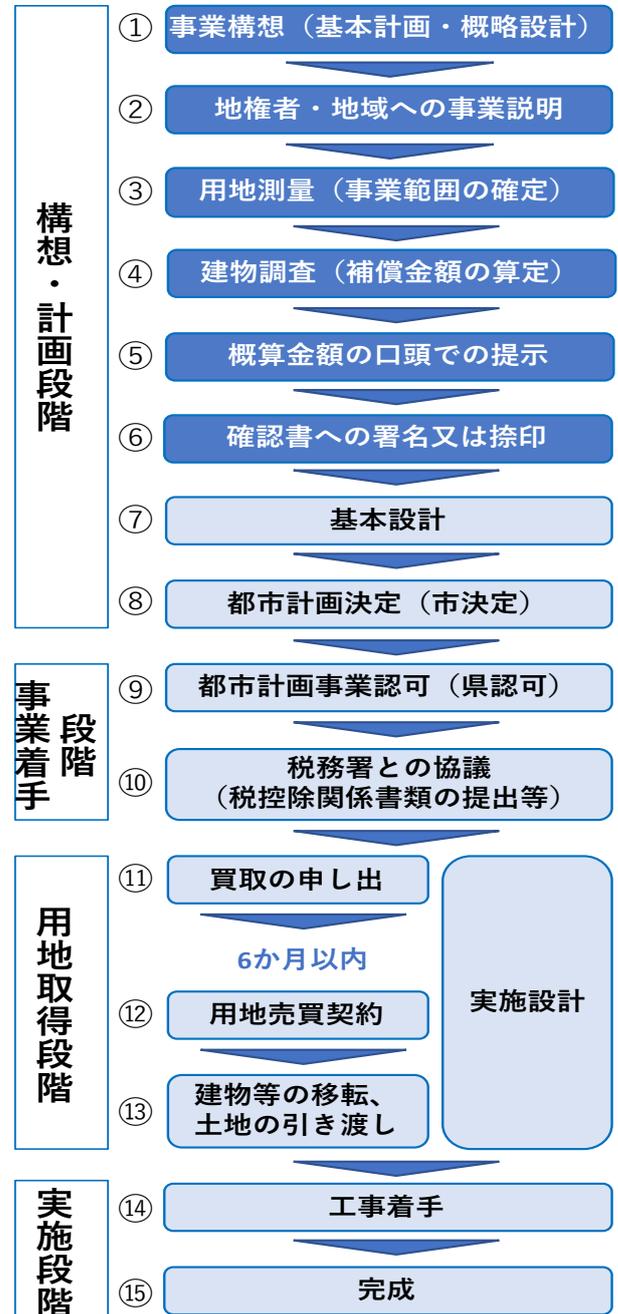


## 知と交流の拠点施設整備事業（新図書館等拠点施設整備）について

### 1. 本事業における用地取得の進め方

- ・本拠点施設整備における用地取得については、租税特別措置法に基づき都市計画事業認可（⑨）を取得することで、「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」の適用が可能となるため、各地権者等が本事業に協力する上で大きなメリットとなる。
- ・都市計画事業認可（⑨）の事務手続き等について、認可権者である三重県に確認したところ、事業認可申請図書のひとつとして、「事業計画を示した各階平面図、立面図等」（⑦基本設計）が必要になるとの指導があった。
- ・また、「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」の適用を受けるためには、買取の申し出（⑪）から6か月以内に用地売買契約（⑫）を結ぶことが要件となっている。
- ・このため、本事業の進め方としては、⑦基本設計→⑧都市計画決定（市決定）→⑨都市計画事業認可（県認可）→⑩税務署との協議（税控除関係書類の提出）→⑪買取の申し出→⑫用地売買契約の順に進める必要がある。
- ・なお、仮に概算金額であっても、目的物と金額を記載した書類は売買契約書として有効となることから、あらかじめ概算金額を口頭で伝えて意向確認することが、買取の申し出（⑪）には当たらないことを四日市税務署に確認している。
- ・このため、金額を丸めた概算金額を各地権者等に伝えた上で、事業協力の意向を記載した「確認書（⑥）」に署名又は捺印をいただいている。**別紙**：確認書の写し

### ○本事業における用地取得のフロー



### 2. 収用等の課税の特例と対象事業の要件

- ・本事業において「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」を適用するためには、租税特別措置法の規定により、都市計画事業認可等が必須となる。

都市計画事業認可等が必須である施設整備	都市計画事業認可等が必須でない施設整備
図書館、公民館、博物館、 大学、市役所、病院等	道路、河川、公園、上下水道施設、 学校（小中高）、幼稚園、保育園、こども園等

## 事業協力に関する確認書

四日市市の現図書館は開館から50年以上経過しており、時代のニーズにあった新図書館等拠点施設整備事業（以下、「本事業」といいます。）を進めております。このたび、本事業を進めるにあたり、地権者様のご意向を下記のとおり確認させていただきます。

## ・本事業への協力について

本事業に必要な用地として、下記の土地を売却することについて、価格、移転先などの条件が整い次第、協力する意向があります。

土地：四日市市諏訪町 

令和 7 年 7 月 22 日

住所：  \_\_\_\_\_

氏名：  \_\_\_\_\_

## 事業協力に関する確認書

四日市市の現図書館は開館から50年以上経過しており、時代のニーズにあった新図書館等拠点施設整備事業（以下、「本事業」といいます。）を進めております。このたび、本事業を進めるにあたり、地権者様のご意向を下記のとおり確認させていただきます。

## ・本事業への協力について

本事業に必要な用地として、下記の土地を売却・賃貸することについて、滞在型図書館機能を核とした複合型の拠点施設が、四日市市にとって必要な公共施設であることを前提に、協力する意向があります。

土地：四日市市諏訪町

令和 7 年 7 月 20 日

住所：

氏名：

**【参考】スターアイランド跡地計画における概算工事費等について**  
(令和6年5月24日議員説明会資料より)

**① 概算工事費について**

- ・近鉄グループから報告を受けた、建物全体のうち新図書館等に係る建物部分の整備費用に、本市が設計した内装や設備等の概算工事費を加えると、新図書館等の概算工事費が約270億円を超え、本市が想定した概算工事費120億円～150億円を大きく超える見込みとなった。

**② 事業期間について**

- ・近鉄側から、建物全体の工期に49か月を要する見込みになったとの報告があった。
- ・また、建設工事費の高騰と全国的に工事の需要が多くなっていることから、令和6年4月時点では事業環境が整っていないとして、事業延期の申し出があった。(再開時期や再開に向けた判断方法は示されていない。)

➡上記①及び②により、新図書館等拠点施設の早期実現に向けて、スターアイランド跡地計画を断念し、本市単独で新図書館等拠点施設の整備を進めることとした。

# 教育民生常任委員会 所管事務調査資料

「四日市市 GIGA スクール構想」

令和7年10月27日

教育推進課

## 目 次

1. GIGA スクール構想とは	P3
(1) 国の示す GIGA スクール構想	P3
(2) 四日市市における GIGA スクール構想	P4
2. 本市における環境整備の現状について	P6
3. GIGA スクール構想下の授業づくり	P8
(1) 個別最適な学び	P8
(2) 協働的な学び	P8
(3) 探究的な学習	P9
(4) デジタル教材の活用	P9
4. GIGA スクール構想の今後の取り組みについて	P10
(1) GIGA スクール構想と探究学習との関連について	P10
(2) 教育データの利活用について	P11

## 1. GIGA スクール構想とは

### (1) 国の示す GIGA スクール構想

GIGA スクール構想は、令和元年に文部科学省から発表された。1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等を整備・活用することによって、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としている。

文部科学省 GIGA スクール構想の実現へ（リーフレット）より



### 学習指導要領との関わり

現行学習指導要領（小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施）では、次のように情報活用能力の育成について記述がなされている。

#### 小・中学校「総則」

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

#### 小・中学校「総合的な学習の時間 第3章 指導計画の作成と内容の取扱い」

探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、(コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、)情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。

#### 中学校「技術・家庭 技術分野 第2章 学年の目標及び内容」

- (1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
  - ア 情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
- (2) 生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
  - イ 問題を見だして課題を設定し、使用するメディアを複合する方法とその効果的な利用方法等を構想して情報処理の手順を具体化するとともに、制作の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。

## (2) 四日市市における GIGA スクール構想

国の GIGA スクール構想の推進に合わせて、本市は 1 人 1 台学習者用タブレット端末、校内無線 LAN、各教室へのプロジェクタセットの配備を進め、令和 3 年度から使用できるよう、全小・中学校への配備を完了した（詳細は P6, 本市における環境整備の現状参照）。

令和 4 年 1 月には第 4 次四日市市学校教育ビジョンを策定し、施策の重点の 1 つとして「ICT の効果的な活用（四日市市 GIGA スクール構想）」を位置づけている。

抜粋「第 4 次四日市市学校教育ビジョン」P13 より

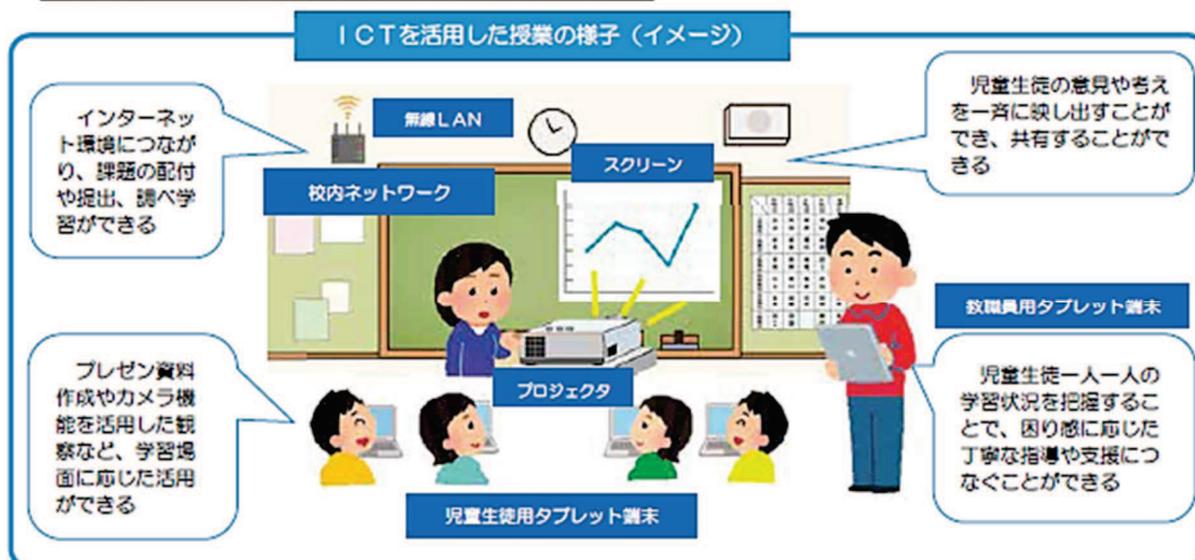
# 四日市市 G I G A スクール構想



四日市市 G I G A スクール構想では、これからの予測困難な時代を生き、「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」を育てるため、「情報活用能力」を基盤として、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育てていきます。

令和の新時代を生きる子どもたちの未来を見据え、1 人 1 台学習者用タブレット端末と小中学校の高速大容量のインターネット環境を一体的に整備し、ICT とこれまでの教育で培った教育をベストミックスさせることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践により、子どもたちに必要な力を育てていきます。

### ◎ ICT 活用による授業改善を通じた学力向上



## GIGAスクール構想で学びのスタイルを変える

### ポイント1 学習者用タブレット端末を「学びの文房具」に

鉛筆や消しゴム、辞書と同じように、“調べる”“まとめる”“発表する”“文書を受け取る・提出する”など、必要な場面で文房具の1つとしてタブレット端末を使いこなしながら学習することで、子どもの学びを深めます。

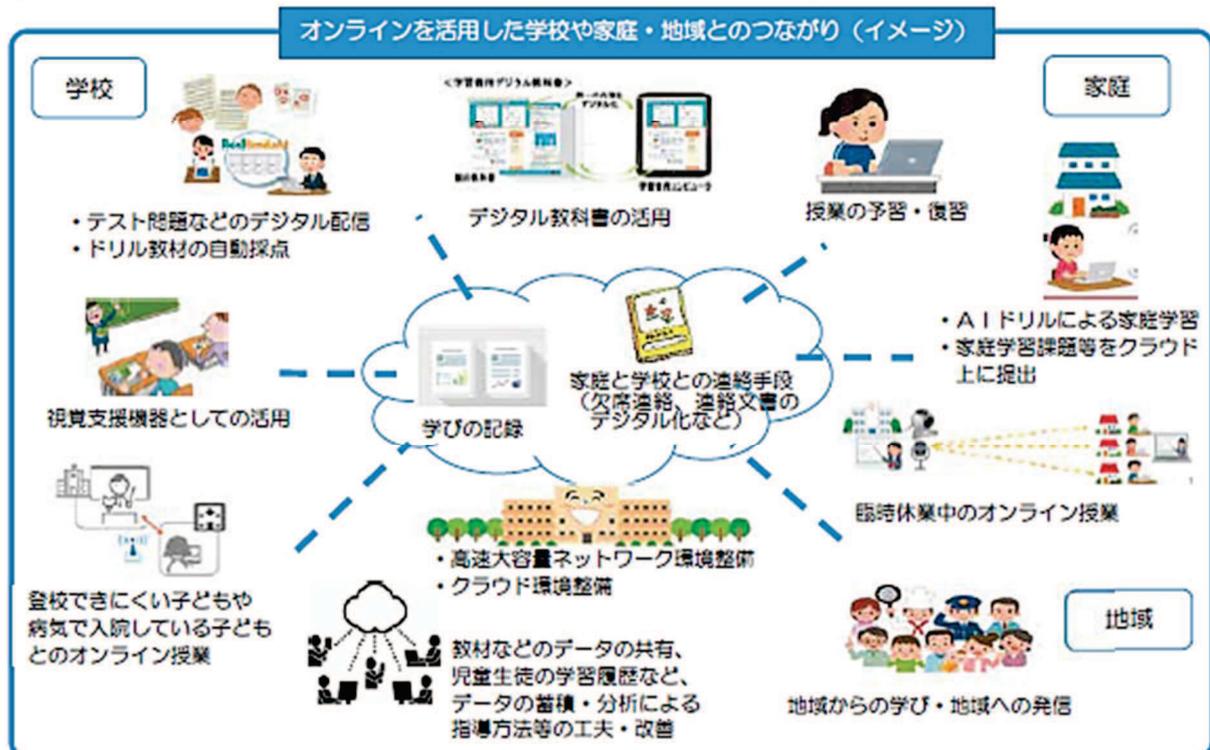
### ポイント2 ICTと紙のハイブリッドで、わかりやすい授業に

これまで活用していた教科書やノート、プリントに加え、プロジェクターを用いて写真や動画を提示したり、友達のコエや意見を瞬時に映し出したりすることで、より効果的でわかりやすい授業を進めます。

### ポイント3 学校と家庭との連続的な（シームレス）学びで学習習慣を定着

教科書と同じように毎日、家庭に持ち帰ることにより、学校で学んだこと（復習）やこれから学ぶこと（予習）を確認したり、AIドリルを活用したりすることで、児童生徒一人一人に応じた家庭学習を進め、その定着を図ります。

#### ◎オンラインを活用した学校や家庭・地域とのデジタル連携



## 2. 本市における環境整備の現状について

国の GIGA スクール構想では「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画(平成 30 年～令和4年度)」の中で整備すべき水準を設定しているが、それをもとに本市では以下のとおり環境を整備した。

### <GIGA スクール第1期>

①学習者用 コンピュータ	令和3年4月	○児童生徒1人1台整備 ・1台45,000円(税込) ・23,577台 ・WindowsOS 1,350g
②指導者用 コンピュータ	令和4年10月	○授業担当教師1人1台整備 ・1,812台 ・WindowsOS
③大型提示装置・ 実物投影機	令和3年4月	○可動式プロジェクタの配置 ・各校:各普通教室1台と特別教室用の6台を各校に整備 ・1,260台
④インターネット 及び無線LAN	令和2年9月	○全小・中学校に100%整備
	令和4年7月	○各校に10Gのネットワーク整備
⑤統合型校務支援 システム	令和元年10月	○全小・中学校に導入
⑥その他の整備	令和4年4月	○学校保護者統合型連絡システム導入 <sup>(※1)</sup>
	令和4年4月	○個別学習支援ソフトウェア導入 <sup>(※2)</sup>
	令和4年4月	○報告・相談アプリ導入

※1 保護者から学校への欠席連絡や、学校から保護者への連絡配信をオンラインで行えるシステム。

※2 学習問題を自動で出題・採点し、生徒の理解度に合わせて問題レベルが調整できるデジタル教材。

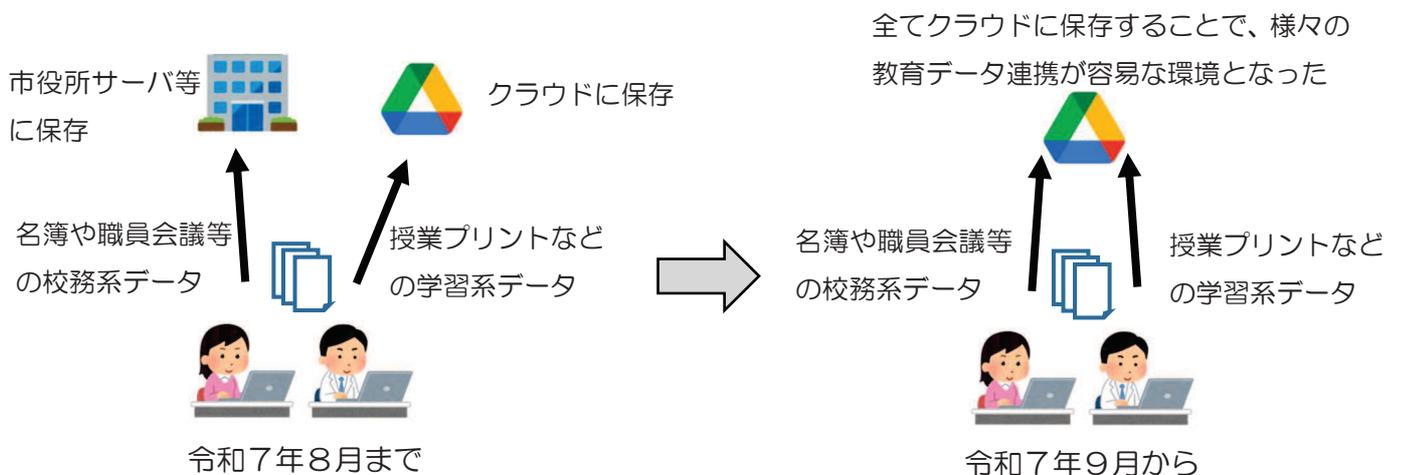
<GIGA スクール第2期>

①学習者用 コンピュータ	令和8年4月	○児童生徒1人1台整備 ・1台55,000円(税込) ・25,130台 ・ChromeOS 1,092g ・メモリ:8GB(国の示す基準は4GBだが、共同編集や遠隔地との通信、のびゆく四日市の映像資料活用、動画編集など、効率を上げるためスケールアップをして導入予定。)
②指導者用 コンピュータ	令和7年9月	○校務用パソコンと授業用タブレット端末を1台化 ・1,914台
③大型提示装置・ 実物投影機	令和7年9月	○壁付けプロジェクタの設置 ・各校:各普通教室1台と特別支援教室の1室に整備 ・795台
	令和8年4月	○可動式プロジェクタの配置予定
④インターネット 及び無線LAN	令和8年3月	○全小・中学校にレイヤ3スイッチ <sup>(※1)</sup> を設置 ・60台(59校+予備)
⑤統合型校務支援 システム	令和6年4月	○ダッシュボード機能 <sup>(※2)</sup> 強化
⑥その他の整備	令和6年4月	○デジタル採点システム導入
クラウド環境 <sup>(※3)</sup>	令和7年9月	○クラウド環境の整備 ・すべてのデータの保存先をクラウド上にした。

※1 大容量データ(高画質の映像データ等)の転送の安定などを目的とした機器。

※2 個人の出席状況や保健室利用状況、成績情報などを1画面で表示できる機能

※3 本市独自のクラウド環境の整備。教職員がデータを保存する先は一方向に統一された。



### 3. GIGA スクール構想下の授業づくり

#### (1) 個別最適な学び

個別最適な学びとは、一人一人の興味・関心や習熟度、学習スタイルに応じた内容・方法で学びを進める教育のことである。ICT の活用などを通じて、児童生徒の可能性を最大限に引き出すことを目指している。



グループを作ったり、一人で考えたり、各自の学びのスタイルで



紙資料か？ ICT か？ 課題の解決方法を学習者が選択

#### (2) 協働的な学び

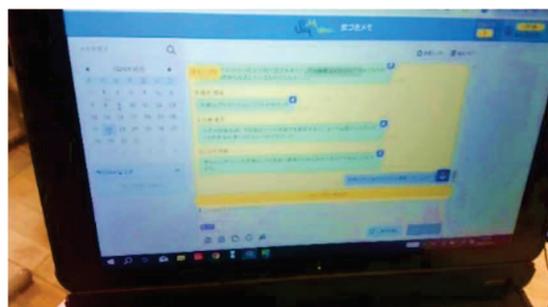
協働的な学びとは、児童生徒が他者と対話・協力しながら課題に取り組み、資質・能力を育む学びのことである。探究活動や体験を通じて、持続可能な社会の創り手となる力を育てることを目指す、個別最適な学びと一体的に充実させることが重要とされている。



必要性に応じてペアやクラス全体で意見を共有



アプリを使って互いの画面を共有



チャット機能を使って意見を交流する

### (3) 探究的な学習

探究的な学習とは、子どもが自らテーマや課題を見つけ、それを解決するために情報を集め、整理・分析し、考えをまとめながら表現していく学習方法のことである。



タブレット端末等を使って情報を集める・まとめる



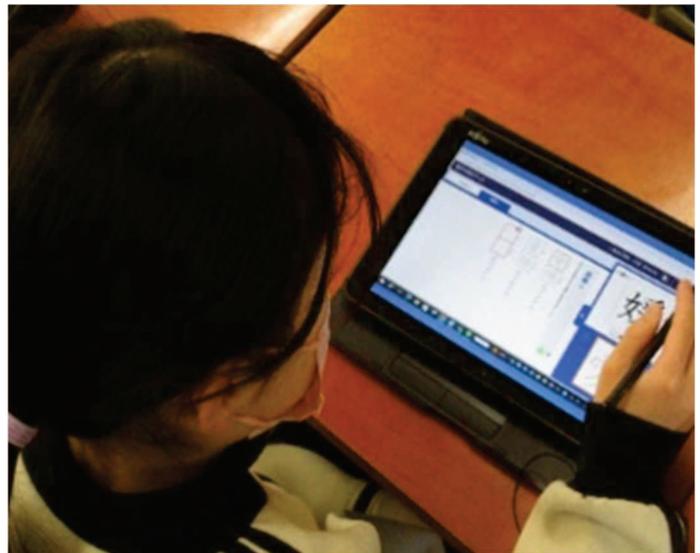
グループで解決した課題について、プロジェクタで映して発表

### (4) デジタル教材の活用

日常的にデジタル教科書をはじめとした、さまざまなデジタル教材（ドリルパークやコグトレオンラインなど）を活用して学んでいる。



英語のデジタル教科書で発音を学ぶ



ドリルパークを使った漢字練習

#### 4 GIGA スクール構想の今後の取り組みについて

##### (1) GIGA スクール構想と探究学習との関連について

本市では、探究的な学習の考え方を取り入れた「自己選択学習」を推進しており、教師主導の一斉指導からの転換を図っている。児童生徒が自ら課題をもち、自分のペースで学習を進めながら、課題解決に向けて選択・判断を重ね、探究的に学び続ける力を育むことを目的としている。

この学びの中核には、ICT 機器の活用がある。GIGA スクール構想のもと、一人一人に端末が整備されたことで、個別最適な学びが可能となり、興味・関心や理解度に応じた学習の展開が実現できる。さらに、クラウド環境を活用することで、他者の考えに触れたり、意見を交換したりする協働的な学びが促進され、学びの深化につなげることができる。

今後は、GIGA スクール構想を土台として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現することにより、子どもが主体的かつ探究的に学んでいく姿を育成していく。



橋北中学校における自己選択学習を取り入れた授業の様子（社会科）

令和7年度には、国のリーディング DX スクール事業<sup>(\*)</sup>として、市内4校（橋北中学校・桜中学校・内部小学校・浜田小学校）が認定校に指定された。認定校の実践は公開授業研究会等を通じて ICT 機器を活用しながら、主体的かつ探究的に学ぶ子どもたちの姿や、これからの授業の在り方について市内小・中学校へ発信し、各学校に広げていく。

※優れた実践の創出、普及の拠点となる「リーディング DX スクール事業指定校」を文部科学省が指定し、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な授業実践を創出・モデル化し、GIGA スクール構想の加速化を図ることを目的としている。

## (2)教育データの利活用について

今後は、よりきめ細かな教育の実現を目指して、データを集約したダッシュボードを活用するなど、教育データの利活用をさらに推進していく。また、子どもたち自身も蓄積された学習データを活用し、自分の学び方を工夫していけるように指導していく。

＜教員が見ることができる各学校ダッシュボードは、児童生徒の名前をクリックすると、欠席状況や成績などの子どものデータを一つの画面に表示できる＞

**生活の様子**

共有TOPIC  
・特に体調不良の様子ではないが、保健室に入室。昼休みの時間、雑談をして教室に戻っていた。(2020年10月6日：保健花子)

いいところみつけなど 2件/年度  
・元気がない友だちに「大丈夫？」と優しく声をかけていました。(2020年11月19日：元氣 太郎)  
・部活動の下級生に対してアドバイスをしていた。(2020年11月18日：元氣 太郎)

**学習の様子**

共有TOPIC  
・国語の授業中、集中できていない様子が散見される。(2020年11月11日：元氣 太郎)

いいところみつけなど 1件/年度  
・作業に手こずる友達にやり方のアドバイスをして補助していた。(2020年11月19日：元氣 太郎)

**家庭の様子**

TOPIC  
・家庭環境の変化(9月半ば)により要配慮(2020年10月1日：元氣 太郎)

基本情報  
【生年月日】  
2011年9月11日  
【郵便番号】  
500-0000  
【住所】  
大阪府〇〇市元氣町99-〇

配慮事項  
・アレルギー・卵、甲殻類(2020年4月1日：元氣 太郎)  
・既往症喘息あり。体育の授業等には配慮が必要。(2020年4月1日：元氣 太郎)

**出欠** 11月8日(日)～11月22日(日)

8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	11月22日(日)
休	事	病				休	休
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	
休		病	病	病		休	

保健室利用 5件/過去1年

- ・2020年11月19日(木) 9:00～15:00 その他
- ・2020年11月18日(水) 9:00～15:00 その他
- ・2020年11月10日(火) 9:00～15:00 その他

**出欠(過去6か月間)**

	7	8	9	10	11	12
病欠・事欠	2	0	1	0	5	0

**成績** 3学年 1学期

	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育
観点別評価	ABA	/A/	ABA	ABA	ABA	ABA	ABA
評定	3	2	3	3	3	3	3
観点1	観点2	観点3	観点4	観点5	観点6	観点7	
行動の記録	A	A	A	A	A	A	A

**道徳**  
【所見】 外国人との接し方を考えることができました。

**特別活動**  
【学級活動】 生物係  
【児童会活動】 図書委員会  
【学校行事】 文化祭実行委員

**所見**  
3年生になって増えた理科が楽しくて仕方ない様子です。実験が特にお気に入りの様子でした。

**総合的な学習の時間**  
テーマ1

この画面例は、業者提供のサンプル

# 教育民生常任委員会 所管事務調査 追加資料

「四日市市 GIGA スクール構想」

令和7年11月14日  
教育推進課

## 目 次

1. 次期児童生徒用タブレット端末導入について	P3
2. 現行の児童生徒用タブレット端末リース満了に伴うデータ消去について	P3
<参考資料>	
【別紙1】令和6年 11 月補正予算参考資料(第6号) P50 より	P4
【別紙2】令和6年度 11 月補正予算書(第6号) P43 より	P5
【別紙3】令和7年度閉会議会報告案件一覧表 P6 より	P6

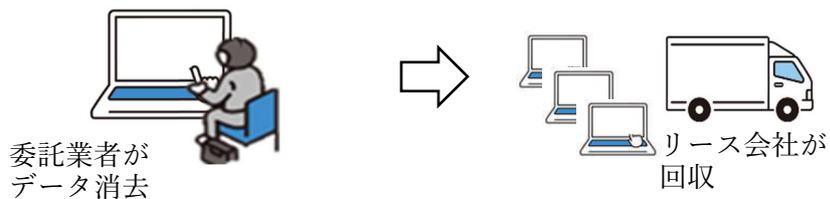
## 1. 次期児童生徒用タブレット端末導入について

### 更新までの流れ

- ・令和6年11月 定例会議にて補正予算を計上【別紙1】【別紙2】
- ・令和7年 3月 リース契約締結
- ・令和7年 4月 閉会議会報告案件【別紙3】

## 2. 現行の児童生徒用タブレット端末リース満了に伴うデータ消去について

- ・現有台数 23,577 台
- ・リース満了 令和8年3月末
- ・データ消去 令和8年度4～7月を予定
- ・「児童生徒用タブレット端末データ消去業務委託」でのデータ消去作業が終わり次第、リース会社が回収を行う。



## 児童生徒用タブレット端末機器リース及び導入業務委託費 (債務負担行為)

### 1. 目的

本市において、令和3年4月に整備が完了した児童生徒1人1台端末がリース契約を終えるため、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を利用して令和8年4月に児童生徒用タブレット端末を一斉に更新する。なお、それらの端末もリース契約にて調達する。

### 2. 内容

国は令和5年度補正予算に計上された公立学校情報機器整備事業費補助金に関して、「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」及び「GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領」を制定した。これにより、国の補助金の交付額は以下の計算式で算出される。

$$55,000 \text{ 円} \text{ (契約単価が } 55,000 \text{ 円以下の場合はその単価)} \times (1-10/110) \times \text{整備台数} \times 2/3$$

※整備台数=(児童生徒数)+(予備機:児童生徒数の15%以内)  
※予備機は、故障時等の対応のため、確保するように国が示している。

・必要台数

$$\text{(児童生徒数)} 21,853 \text{ 人} + \text{(予備機)} 21,853 \text{ 人} \times 15\% = 25,131 \text{ (台)} \textcircled{A}$$

・端末・ソフト代合計

$$\text{(端末・ソフト代単価)} 76,450 \text{ 円} \times \textcircled{A} = 1,921,264,950 \text{ (円)} \textcircled{B}$$

・国補助金  $55,000 \text{ (円/台)} \times (1-10/110) \times \textcircled{A} \times 2/3 = 837,700,000 \text{ (円)} \textcircled{C}$

・税込リース総額 (リース率 1.9%)

$$(\textcircled{B} - \textcircled{C}) \times 0.019 \times 1.1 \times 60 = 1,358,790,420 \text{ (円)} \textcircled{D}$$

(〔端末・ソフト代合計〕 - 〔国補助金〕) × 〔リース率〕 × 〔税率〕 × 〔ヶ月〕

・市費総額:  $\textcircled{D} + 157,209,580 \text{ (円)} = \underline{1,516,000,000 \text{ (円)}}$

〔リース総額〕 + 〔導入業務委託費〕

全国で同時期に大量のタブレット端末の調達が行われるため、機器不足による調達不可・契約不履行とならないよう、以下のスケジュールで進める。

- ・令和6年度中 入札と業者決定、リース会社決定・契約
- ・令和8年4月 児童生徒用タブレット端末の機器リース開始

### 3. 債務負担行為 (追加)

限度額 1,516,000千円

期間 令和6年度から令和12年度まで

## 【別紙2】 令和6年度11月補正予算書（第6号） P43より

事 項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支出額		支出予定額		特 定 財 源			一般財源
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
千円	年	千円	年	千円	千円	千円	千円	千円	
開館10周年記念企画展造作業務委託費	11,000			2	11,000				11,000
開館10周年記念企画展チラシ等印刷及び仕分け業務経費	1,044			2	1,044				1,044
南部埋立処分場管理業務委託費	150,810			4	150,810				150,810
小学校英語指導員派遣業務委託費	87,345			4	87,345				87,345
民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費	77,207			2	77,207				77,207
行政事務用パソコン等リース及び導入業務委託費	127,926			7	127,926				127,926
児童生徒用タブレット端末機器リース及び導入業務委託費	1,516,000			7	1,516,000				1,516,000
教職員用タブレット端末機器リース及び導入業務委託費	613,000			7	613,000				613,000
クラウド環境におけるセキュリティ強化等業務委託費	308,401			6	308,401				308,401
ICT推進スタッフ業務委託費	93,900			4	93,900				93,900
学校給食用食材調達等業務委託費	1,614,000			2	1,614,000			1,246,282	367,718
給食費管理システム標準化対応業務委託費	16,197			2	16,197	16,197			0
教師用指導書購入費	50,803			2	50,803				50,803
図書館施設総合管理業務委託費	91,200			4	91,200				91,200
移動図書館車整備事業費	23,000			2	23,000				23,000
移動天文車きらら号観望会運営業務委託費	3,500			2	3,500				3,500
施設保守管理委託等経費	416,370			2	416,370				416,370
業務・事務処理委託等経費	453,576			2	453,576	61,794		13,730	378,052
事務用機器等運用経費	4,318,626	7	804,308	9	2,883,042	9,279		19,147	2,854,616

## 【別紙3】 令和7年4月閉会議会報告案件一覧表 P6より

- ・四日市市立小中学校児童生徒用タブレット等機器導入(GIGAスクール構想)リース  
 <教育委員会事務局教育推進課>

契約の方法	指名競争入札(7社)
契約の金額	953,931,000円
(月額)	15,898,850円
契約の相手方	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部
契約の日	令和7年3月24日
借上期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5か年)

## 補 足

- ・ 端末・ソフト代
 

〔国の補助金	837,666,000円
〔市の負担分(契約の金額)	953,931,000円 ㊿
- ・ 導入業務委託費 138,215,000円 ㊿  
 (各端末やソフトの設定)
- ・ 市費総額 ㊿ + ㊿ = 1,092,146,000円 < 債務負担行為限度額 1,516,000,000円

## 四日市市学校防災対策ガイドライン(令和8年1月)改訂版について

## ・主な変更

## 1. 「記録的短時間大雨情報」発表時における対応について

P35	「3 大雨や洪水等気象に関する警報、記録的短時間大雨情報、大雪注意報、竜巻注意報、雷注意報等の対応（1、2以外）」の項目に、「記録的短時間大雨情報」発表時における対応について、を追加
-----	---

## 2. 記述の修正や追加、各種資料を最新版に差し替え

はじめに	
P7	洪水浸水想定区域・土砂災害区域の学校一覧の修正 (洪水浸水想定区域…削除：三重小学校・羽津北小学校) (土砂災害警戒区域…削除：常磐中学校) (土砂災害警戒区域…追加：大矢知興譲小学校)
P8	「キキクル（危険度分布）気象庁」を追加 「Home&School」を「四日市市学校保護者連絡システム」に変更（以後同様の変更）
P11	「防災ノート 改訂版」（三重県教育委員会 令和6年5月） →「防災ノート 改訂版」（三重県教育委員会 令和7年4月）  (以後同様の変更)
P14	学校における防災の手引（令和6年3月改訂版） →学校における防災の手引（令和7年3月改訂版）  学校管理下における危機管理マニュアル（令和6年4月改訂版） →学校管理下における危機管理マニュアル（令和7年3月改訂版）  (以後同様の変更)
P19	<通学路安全点検チェックリスト>「2 交通安全の観点」の各項目を整理し、記述を一部修正
P33	「学校掲示板」を「文書連絡機能」に変更（以後同様の変更）
P42	「四日市市津波避難ビル ガイドライン（令和4年7月一部改正）」 →「四日市市津波避難ビル ガイドライン（令和6年6月改訂）」
P54～56	「4 四日市市職員の非常時配備基準」を四日市市地域防災計画に照らし合わせて記述を一部修正
P64	【参考文献・資料】より、各出典の発行日付を最新のものに差し替え

# 四日市市 学校防災対策 ガイドライン



四日市市教育委員会  
令和8年1月改訂版

## はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震・津波によって、広い地域で甚大な被害が発生し、多くの人命が失われました。この震災は、学校の管理下の時間帯で発生した地震・津波としては、突出した規模であり、学校における防災教育、防災対策等のあり方について、様々な課題が浮き彫りになりました。

これを受け、文部科学省は「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）を、三重県教育委員会は、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」（平成24年1月）、「防災ノート」（平成24年2月）をそれぞれ発行しました。

その後も、全国各地で台風、大雪、地震による災害や、豪雨による河川の氾濫・浸水害・土砂災害等が発生し、その度に各種災害の予防・対応にかかわる様々な課題が浮かび上がることとなりました。

それらの課題解決に向けて、四日市市では政府や三重県の各種被害想定を踏まえ、「四日市市津波避難マップ」を策定したり、地域防災計画の改訂を行ったりするなど、予防・対応体制やマニュアルの作成・見直しを続けてきました。

また、政府や三重県においても、令和3年5月20日に災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が成立し、避難情報の中の避難勧告が廃止されて避難指示に一本化されたり、水防法の改正に伴い令和5年に伊勢湾沿岸が水位周知海岸に指定されたりするなど、被害の軽減や避難の円滑化に向けた取り組みなどが継続的に行われています。このような経緯を受け、高潮浸水想定区域にある学校の明記、緊急時の情報伝達手段の更新、警報等発表時の対応の修正等を含む「四日市市学校防災対策ガイドライン」の見直しを図ってきました。

さらに、令和7年9月12日、四日市市で1時間降水量120mmを超える記録的な大雨が降り、市内で浸水被害が発生しました。時々刻々と変化していく災害状況の中で、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を随時実行していくことが求められます。そこで、警報等の発表時における安全確保について、「記録的短時間大雨情報」を追記した「四日市市学校防災対策ガイドライン（令和8年1月改訂版）」を改訂しました。

本ガイドラインでは、本市における防災の諸課題への対応について、児童生徒の安全確保はもちろんのこと、児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけるための指導のあり方などを掲載しています。

各学校においては、本ガイドラインに基づき「学校防災計画」・「学校防災マニュアル」等の見直しや改善を行うとともに、各学校の地域の特性や児童生徒等の実態に応じた防災教育・防災対策の一層の充実が図られるよう期待します。

## <目 次>

### はじめに

#### 第1章 四日市市地域防災計画の概要

- 1 四日市市地域防災計画 …………… 2
- 2 教育委員会及び学校の果たすべき役割 …………… 3

#### 第2章 災害予防対策編

- 1 防災上必要な体制の整備…………… 6
- 2 防災意識の向上…………… 10
- 3 防災訓練の充実…………… 15
- 4 施設の安全対策…………… 23
- 5 配慮の必要な児童生徒への対応…………… 26

#### 第3章 災害応急対策編

- 1 警報等の発表時における安全確保について…………… 30
- 2 教職員の非常時配備基準と緊急連絡体制…………… 39
- 3 避難所開設時の学校施設開放…………… 41

#### 第4章 災害復旧・復興編

- 1 災害発生時の応急教育…………… 47

- 参考資料 …………… 50

# 第1章 四日市市地域防災計画の概要

---

---

## 1

## 四日市市地域防災計画

## 1 四日市市地域防災計画の目的

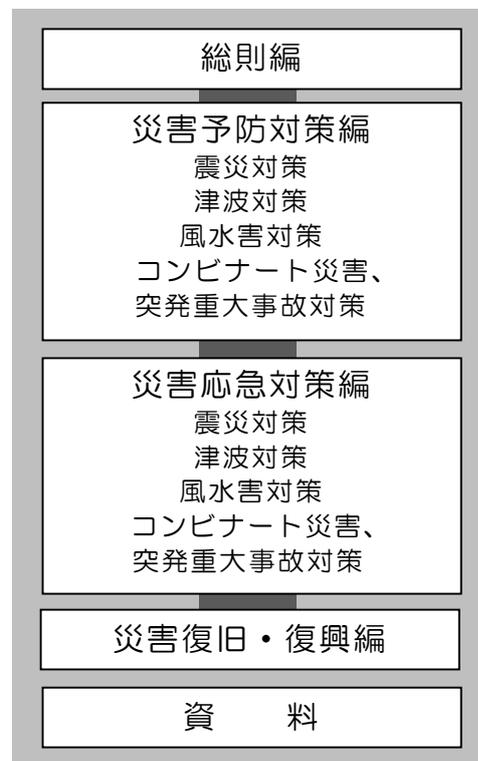
四日市市の地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域の防災に関する事項について、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、必要な体制を確立し、責任の所在を明らかにしたものです。また、市民、事業所が取るべき役割を明確にし、総合的かつ計画的な防災・減災活動の実施及び推進を図り、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって市民の安全と公共の福祉を確保することを目的としています。

## 2 四日市市地域防災計画の構成

この計画は、市の地域防災に関する施策や業務について総合的・計画的に定めており、市の防災行政において実施すべき災害に対する備えや応急時の活動等における基本的な考え方等を示しています。内容は総則編、災害予防対策編、災害応急対策編、災害復旧・復興編の4編で構成されています。

この計画は震災対策を基本として構成し、その他の災害については、記載のない事項については、震災対策を準用することとなっています。また、計画本編に付随する各種データや帳票などをとりまとめた資料を別途整理しています。

なお、災害に直接対応する職員が迅速適切に活動するため、個別の現場活動等についてまとめたマニュアルを別途定めることで、この計画の予防対策・応急対策部分を補完しています。



四日市市地域防災計画の構成

## 2

## 教育委員会及び学校の果たすべき役割

## 1 教育委員会が処理すべき防災上の事務または業務の大綱

## (四日市市地域防災計画 第1部 総則編 第4章 第2節)

市地域防災計画において、教育委員会が果たすべき役割は以下のとおりとなっています。

- 1 教育施設・設備の災害防御及び被害調査に関すること
- 2 教育施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関すること
- 3 被災児童生徒の育英奨学に関すること
- 4 被災児童生徒に対する教科書、学用品等の給与に関すること
- 5 災害に伴う応急教育に関すること
- 6 被災児童生徒の保健管理に関すること
- 7 炊き出し資材、人員の確保及び炊き出しの実施に関すること

## 2 学校が果たすべき役割

## (四日市市地域防災計画 第1部 総則編 第4章 第11節)

大規模な災害が発生した場合、個人の備えとして「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ということが基本となります。また、学校においても、被害の未然防止及び軽減を図るため、平素から災害への備えを講じる必要があります。

各学校においては、防災体制を整備するとともに、なぜそのように対応する必要があるのかを自分で考え、主体的に行動する子どもの育成に向けた安全教育（学校防災教育）を推進する必要があります。

また、すべての教職員が防災対策の担い手であるという認識のもと、積極的に取り組むことが大切です。



以下に学校の果たすべき役割を示します。

- 1 各学校の防災計画、防災マニュアルに基づき防災体制を確立すること
- 2 防災教育を充実し、児童生徒の防災意識の向上を図ること
- 3 保護者・地域と連携した防災訓練を実施すること
- 4 情報の収集、伝達体制を確立すること
- 5 学校施設・設備の防災対策を行うこと
- 6 保護者・地域と災害時の協力体制を推進すること
- 7 緊急時の児童生徒の安全を確保するため、応急措置をとること
- 8 被害状況を確認すること（人的被害、施設被害等）
- 9 避難場所として、学校を応急供用すること
- 10 被災により通常の学校教育を実施できない場合にも、応急教育を実施すること



## 第2章 災害予防対策編

---

---

## 1

## 防災上必要な体制の整備

各学校は、災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、平素から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等の体制を整備します。

また、児童生徒等に対して、防災機関、地区防災組織、ボランティア、消防団等と連携し、防災上必要な安全教育を行うとともに、発達段階に応じた防災知識や技術の普及、防災意識の向上に努めます。

## 1 校内防災体制の充実

## (1) 学校防災マニュアルの充実

- ◆学校防災マニュアルを、学校の状況や地域の実態に応じて見直すとともに、その改善に努めます。
- ◆学校防災マニュアルに、必要に応じた避難に関する対応や交通の途絶など被災状況に応じた対応を記述する。また、Jアラート等の緊急の情報が流れた場合の対応についても記載します。
- ◆津波浸水区域及び洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域の学校においては、津波及び洪水や土砂災害、高潮浸水を想定した避難訓練を実施します。また、これらの区域外の学校でも、津波及び洪水、土砂災害、高潮の知識や避難方法について、必ず学習を行います。
- ◆Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の行動について、必ず指導を行います。

## 【具体的な取組】

## ① 学校防災マニュアルの周知

学校防災マニュアルを学校HPで公開したり、PTA総会やコミュニティスクール運営協議会等で説明したりするなど、広く周知します。

## ② 津波への対応策の点検

必要に応じて、津波を想定した避難場所・避難経路・避難方法の記述を再点検します（津波浸水区域以外の学校についても学校防災マニュアルの中の津波に関する記述を再点検します）。校外学習等で沿岸部に行く場合は、津波避難を想定し、事前学習を十分に行います。

## ③ 洪水、土砂災害、高潮災害への対応策の追加

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の学校については、平成29年11月に洪水時及び土砂災害に関する避難確保計画を作成し、学校防災マニュアルの中に洪水、土砂災害を想定した避難場所・避難経路・避難方法の記述を追加しました。その後は年度初めに内容を確認し、必要な追加修正を行います。

また、令和5年度より伊勢湾沿岸が水位周知海岸に指定されたことから、高潮浸水想定区域の学校については、令和6年度に高潮浸水被害に関する避難確保計画を作成しています。

洪水浸水想定区域の学校
中部西小学校 浜田小学校 塩浜小学校 海蔵小学校 富洲原小学校 富田小学校 日永小学校 常磐小学校 内部小学校 河原田小学校 神前小学校 桜小学校 県小学校 大矢知興譲小学校 八郷小学校 下野小学校 保々小学校 中央小学校 橋北小学校 楠小学校 中部中学校 港中学校 塩浜中学校 富洲原中学校 富田中学校 三滝中学校 朝明中学校 保々中学校 西朝明中学校 内部中学校 楠中学校
土砂災害警戒区域の学校
高花平小学校 四郷小学校 川島小学校 三重北小学校 八郷西小学校 大矢知興譲小学校 朝明中学校 笹川中学校 羽津中学校
高潮浸水想定区域の学校
浜田小学校 塩浜小学校 富洲原小学校 富田小学校 日永小学校 常磐小学校 羽津北小学校 中央小学校 中部西小学校 橋北小学校 楠小学校 中部中学校 橋北中学校 港中学校 塩浜中学校 富洲原中学校 富田中学校 楠中学校

## ④ Jアラート等を通じて弾道ミサイル情報が発信された場合の対応策

Jアラート等を通じて弾道ミサイル情報が発信された場合を想定した避難方法の記述を整備します。

## ⑤ 校内体制や連絡方法の整備

停電や断水、交通の途絶などの被災状況を想定した校内の体制、保護者・地域・関係機関との連絡方法等を整備します。

## 2 情報の収集及び伝達

### (1) 情報収集・情報伝達の手段

- ◆災害時の情報収集、情報伝達の方法として、複数の方法を確保しておきます。
- ◆災害時に通信が途絶した場合の連絡方法について、保護者や地域と協議の上、決定しておきます。

#### 【具体的な取組】

#### ① 情報収集の手段の複数確保

複数の手段による情報の収集に努めます。

- ★ 四日市市防災情報 <https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/>
- ★ 四日市市安全安心防災メール（携帯電話で災害緊急メールの受信が可能）  
<http://service.sugumail.com/yokkaichi-city/member>
- ★ 防災情報アプリ 四日市市Sアラート（四日市市防災情報よりインストール）
- ★ 四日市市AR防災学習アプリ「ARL o o k（あるっく）」
- ★ ケーブルテレビCTY デジタル12ch
- ★ CTY - FM FM76.8MHz
- ★ 防災みえ.jp [https://www.bosaimie.jp/X\\_MIE\\_PUB\\_VF\\_index](https://www.bosaimie.jp/X_MIE_PUB_VF_index)
- ★ 緊急速報メール（エリアメール）
- ★ 三重県土砂災害情報提供システム <http://www.sabo.pref.mie.jp/>
- ★ キキクル（危険度分布）気象庁 <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

校外活動の際は、引率者は、スマートフォン等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことが必要です。

#### ② 連絡体制の整備と保護者への周知

学校から保護者への連絡体制（手段）について、複数の方法を整備し、事前に保護者等に周知します。

- ★ 四日市市学校保護者連絡システム
- ★ 学校HP（緊急連絡用お知らせボード）
- ★ 災害用伝言ダイヤル「171」※1

※1 地震（震度6以上）などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働される。地震発生時にテレビやラジオなどで「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができる。事前契約は不要で、あらゆる電話での利用が可能である。

③ 教職員体制の強化

すべての教職員が、四日市市学校保護者連絡システムの配信や「四日市市デジタル防災行政無線（MCA無線）」の取り扱いができるよう校内研修を実施します。また、教職員はできる限り「四日市市Sアラート」、「四日市市安全安心防災メール」、「防災みえ.jp」のメール配信を登録しておきます。

「防災みえ.jp」

<https://www.prefmie.lg.jp/D1BOUSA/50477007946.htm>

四日市市学校保護者連絡システムの配信にあたっては、「四日市市学校保護者連絡システム運用規約」に基づいて行います。



## 2

## 防災意識の向上

本市においても、南海トラフ地震の発生が危惧されており、甚大な被害が予想されています。こうしたことから、各学校においては、災害時に自らの命を守り、状況に応じた判断力・行動力を身につけるため、教育活動全体を通じて、計画的かつ横断的に防災教育を進める必要があります。

## 1 防災意識の向上(児童生徒編)～学校防災教育の充実～

## (1) 安全教育における学校防災教育のねらい

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。(知識、思考・判断)

イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。  
(危険予測、主体的な行動)

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。  
(社会貢献、支援者の基盤)

※文部科学省「『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月)より

## (2) 発達の段階に応じた防災教育

## 小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

## 中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

※文部科学省「『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月)より

### (3) 学校防災教育の充実

学校においては、災害時に自らの命を守り、状況に応じた判断力・行動力を身につけるため、各教科における災害に関係する学習内容に加え、学んだ知識を実際の場面で活用する体験活動や避難訓練を系統的・継続的に位置づけて指導することが大切です。

避難訓練においては、局面ごとの対応・行動について、なぜそうするのか、なぜ必要なのか、目的・趣旨を正しく理解させることが、実践力につながります。

#### ① 防災教育年間計画に基づいた防災教育の推進

- ◆ 各学校において、効果的な防災教育の在り方を研究し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通して実践します。
- ◆ 災害発生時に対応できる実践力を育むため、体験活動を積極的に導入します。

##### 【具体的な取組】

#### ア 防災教育年間計画の作成

防災教育年間計画を作成し、各教科等で地震や津波、風水害等の災害、及び Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に関する知識を学ぶ学習や体験的な教材を取り入れた学習を位置付けます。

#### イ 「家族防災手帳」(「こども版」小学3年、「大人版」中学1年に配付)の活用

「家族防災手帳」を活用し、家庭と連携した防災意識の向上を図ります。

#### ウ 「四日市市津波避難マップ」※1の活用

「四日市市津波避難マップ」を活用し、想定を超える災害も起こりうることを理解させます。

#### エ 「四日市市ハザードマップ(洪水・高潮・土砂災害)」は、市内の避難所、病院、警察や浸水想定予測、土砂災害警戒区域などの情報を表示した地図です。浸水が想定される地区の全戸に配布されました。

#### オ 「防災ノート 改訂版」の活用

「防災ノート 改訂版」(三重県教育委員会 令和7年4月)を使った学習を行います。家庭においても防災対策が充実し、防災に対する意識が高まるよう保護者とともに取り組みます。

#### カ 「防火・防災教室」

四日市市消防本部と連携して、小学校3年生・4年生などを対象に防火教室を、中学校1年生を対象に防災教室を開催します。

#### ※1 「四日市市津波避難マップ」

危機管理課が平成27年3月に策定したものの。このマップには、沿岸部の地域における津波への対応が示されている。

② 学校における防災教育の機会と指導単元例

教育課程	教科	体育・保健体育科	自然災害によるけがの防止、災害と環境
		理科	大地のつくりと変化、活着ている地球、自然と人間
		社会科	自然災害から人々を守る、日本のさまざまな自然災害
		生活科	まちたんけん（「あるつく」の活用）
		家庭科、技術家庭科	あなたは家庭や地域の宝物、災害への対策
		その他の教科	いざというときのために
	特別活動	学級活動	防災ノートの活用
		学校行事	避難訓練
		児童・生徒会活動	健康安全体育的行事
		クラブ（部）活動	
		特別の教科 道徳	思いやり、生命の尊さ、国や郷土を愛する態度
		総合的な学習の時間	防災マップづくり



## 2 防災意識の向上(教職員編)～研修の充実～

### (1) 防災に関する教職員研修の充実

各学校の教職員は、市教育委員会、市危機管理課等が実施する研修に参加するとともに、校内研修の充実を図り、防災に関する意識、資質の向上に努めます。

#### 【具体的な取組】

#### ① 防災教育研修会への参加

学校防災担当者は、県や市の防災教育研修に参加し、教職員の防災に関する意識の向上を図るとともに、災害発生時における校内体制作りを進めます。

#### ② 校内研修における防災研修の実施

教職員の防災意識を高めるため、災害図上訓練（DIG）<sup>※1</sup>や避難所運営ゲーム（HUG）<sup>※2</sup>、防災ノート<sup>※3</sup>、チャレンジ！防災48<sup>※4</sup>などを使っての模擬授業等、防災教育に関する校内研修を実施します。

#### ※1 災害図上訓練（DIG）

DIGは、地図を使って防災対策を検討する訓練で、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字をとって命名されました。グループに分かれて、地図を囲み、課題の発見や災害対応を検討するためのイメージトレーニングである。

#### ※2 避難所運営ゲーム（HUG）

HUGは、避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したものである。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事に対する対応していくかを模擬体験するゲームである。（静岡県公式HPより）

#### ※3 防災ノート

三重県教育委員会が発行した学習資料。将来の発生が懸念されている東海・東南海・南海地震等による地震及び津波から児童生徒の命を守るため、平成24年2月15日に、約23万部（日本語版）を県内すべての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等へ配付。令和7年4月に第12版を配付。

#### ※4 チャレンジ！防災48

災害時における身の安全の確保に加え、初期消火や救出・救助など実践的な行動につながるような力を身につけることを目的として、総務省消防庁が平成22年に発行した教材。年代別に配慮し、「小学校低学年」「小学校高学年」「中学生以上（地域住民の方を含む）」の3段階を想定して作成されている。

## ③ 資料の活用

「学校における防災の手引き」(三重県教育委員会)や自校の学校防災マニュアル、緊急地震速報活用マニュアル等の内容を理解しておきます。また、資料を活用した訓練(訓練のシミュレーション)を行います。

.....

<参考とする資料>

## ◆ 四日市市危機管理課発行

- ・四日市市津波避難マップ
- ・四日市市ハザードマップ
- ・家族防災手帳「こども版」「大人版」(令和6年3月改訂版)

## ◆ 三重県教育委員会発行

- ・三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>
- ・学校における防災の手引(令和7年3月改訂版)
- ・学校管理下における危機管理マニュアル(令和7年3月改訂版)
- ・防災ノート(令和7年4月第12版)

## ◆ 文部科学省

- ・学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年)
- ・子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に一(平成22年)
- ・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成31年)
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(令和3年)

## ◆ 内閣官房

- ・国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp>)
- .....

## ④ 心のケアへの対応

## ・心のケアに対する教職員研修の実施

被災児童生徒に対する心のケアについて、文部科学省発行の参考資料等をもとに研修を実施します。

## ・ストレスケアに関する授業研究(体育科保健領域・保健体育科等)の実施

避難所生活等、抑圧された環境の中での生活を余儀なくされた場合のストレスへの対処法(セルフコントロールの方法)を学ぶ機会を設けます。

## 3

## 防災訓練の充実

防災教育で学習した知識や技能を確実なものとするとともに、状況に応じた判断力・行動力を身につけるために、防災訓練の充実を図ることが大切です。自分の命は自分で守る「自助」の考え方に基づき、学校は、児童生徒及び教職員が、災害発生時に安全な場所への避難をはじめとする迅速かつ適切な行動がとれるよう、その訓練に努めます。

また、地域の人々がお互いに助け合って災害対策を行う「共助」の観点から、地域の地区防災組織や消防機関等と連携した訓練を進めます。

## 1 学校における防災訓練の充実

- ◆ 地域や学校の実態に応じた訓練を、年間を通して計画的に実施するとともに、実施時期、回数、内容、方法等について毎年改善を図ります。
- ◆ 各教科や特別活動等で学習した知識や技能が、いざというときに活用できるよう、避難訓練の方法等を工夫します。（例：緊急地震速報 CD 版の活用）
- ◆ 四日市市消防本部が各校に出向いて実施している「防火・防災教室」の活用を引き続き行うなど、災害が発生したときの状況に近い想定の実施し、いかなる条件においても安全に行動できる力を身につけさせます。

## 【具体的な取組】

## ① 避難訓練実施計画の作成

風水害、地震、津波など、発生が予想される災害に対応した避難訓練、及び Jアラート等の弾道ミサイル情報が流れた場合を想定した避難方法等の訓練について実施計画を作成します。

## ② 避難場所の想定

校外の避難場所については、児童生徒が確実に避難することができる経路を複数考えておくとともに、保護者や地域住民にも周知します。また平常時から、災害種別に応じた避難先を検討しておきます。

## ③ 避難訓練の実施

様々な条件下での避難訓練を実施します。地区防災組織との連携も図ります。

## 【津波を想定した避難訓練の実施】

## ① 避難訓練実施計画の作成

「四日市市津波避難マップ」を活用し、各校の立地条件に応じた避難訓練実施計画を立てます。

## ② 避難場所の想定

「四日市市津波避難マップ」に示されている想定（最大津波高5m）を上回る津波の発生する可能性があることを認識し、避難場所を複数箇所決めます。必要に応じて、指定津波避難ビル以外の建物についても避難場所として事前に確認します。

## ◆津波浸水区域に位置する学校では

原則として、「四日市市津波避難マップ」（右図参照）に記載されている津波避難目標ラインよりも外側にも避難場所を想定しておきます。市危機管理課指定の「津波避難ビル」を確認し、学校防災マニュアルに記載します。



「四日市市 津波避難マップ」

## ③ 避難方法の指導

津波浸水区域においては、登下校時における津波からの避難方法を指導します。

「津波避難ビル一覧」

<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/>

## 【洪水・高潮・土砂災害を想定した避難訓練の実施】

- ① 避難確保計画の作成（関係校）
- ② 全職員を対象に、机上訓練等、避難確保計画の内容を把握するために実施します。

## 【Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合を想定した訓練の実施】

- ① 国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）を使用して児童生徒にJアラートのサイレン音を聞かせ、ミサイルに関する緊急情報音であることを認識させます。
- ② 在校中にJアラート等の緊急情報が発信された場合は、以下の行動を迅速に行えるよう指導の徹底を図ります。
  - ・運動場等、校舎外にいる場合は急いで校舎内に入る。
  - ・校舎内にいる場合は窓、カーテンを閉める。
  - ・窓から離れる（教室の真ん中に集まる）。できれば窓のない部屋に移動する。
  - ・教室内にいる場合は、机の下に入る。
  - ・教室以外の廊下や体育館にいる場合は、床に伏せて頭部を守る。
- ③ 登下校中等や学校以外にいる場合の行動及びミサイル落下時の行動については、国民保護ポータルサイトに掲載されている内容について指導し、状況に応じた避難行動を行えるようにします。

## 2 幼小保小中及び地域・地区防災組織との連携

市は、児童生徒等に地域事情に即した災害予防、避難方法等の災害時の防災知識を理解させるために、各学校が地域の防災訓練に参加できるよう支援します。また、学校における防災訓練が消防機関や自主防災組織、自治会等と連携して行えるよう働きかけます。

学校は、このような支援のもと、地域や地区防災組織等と連携して災害予防対策を進めます。

また、中学校区を単位とした保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校で情報交換を行い、必要に応じて合同避難訓練を実施するなど、日ごろから災害予防、避難方法等についての連携を深めます。

◆ 学校は、地区防災拠点となる地区市民センターと連携・協力し、保護者や地域住民と合同の啓発・訓練、避難経路の確保、登下校時の児童生徒の安全確保などの取組を進めます。

◆ 校区の保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校と連携し、必要に応じて、合同避難訓練を実施します。

### 【具体的な取組】

#### ① 地区防災組織との連携

管理職または学校防災担当者は、地区の防災組織が主催する会議等に参加し連携を図ります。また、中学校では、地区防災組織が行う小学校防災教育において中学生が指導補助にあたりたり、地区防災訓練等へ中学生リーダーとして参加したりするなどして、将来的に地域の防災活動において活躍する人材の育成につなげることも考えられます。

#### ② 地域と連携した訓練への参加や実施

地域の避難訓練への参加地区防災組織等が行う避難訓練に参加するよう、児童生徒に呼びかけたり、訓練の合同開催など地域と連携した訓練を実施したりしていきます。

#### ③ 保幼小中の連携

地域の保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等で、避難訓練を同じ日に設定するなどして、必要に応じて合同訓練を行います。

＜地域と連携した防災訓練（例）＞

- ① 避難所開設訓練（避難者誘導、避難者受付及び名簿作成等）
- ② 初期消火訓練（消火器実習、バケツリレー等）
- ③ 救急法実習（三角巾による応急処置、心肺蘇生法等）
- ④ 搬送法実習（担架等）
- ⑤ 炊き出し訓練
- ⑥ 災害図上訓練（DIG）
- ⑦ 避難所運営ゲーム（HUG）
- ⑧ 保護者への児童生徒の引渡し
- ⑨ 煙体験、地震体験車（消防本部の協力）
- ⑩ 防災資機材取り扱い訓練



＜防災訓練実施上の工夫＞

- ・バケツリレーや担架によるけが人搬送訓練を、運動会の保護者や地域住民参加の競技種目として位置づけることも考えられます。



### 3 登下校時の安全確保

#### (1) 登下校時における安全対策

- ◆ 登下校時の災害発生を想定し、安全確保・安否確認等、必要な対応を学校防災マニュアルに記述しておきます。
- ◆ 登下校時の災害発生を想定し、教職員・児童生徒ともに通学路の安全確認を実施した上で、児童生徒に対して、適切な避難の仕方を指導します。
- ◆ 登下校中に災害が起こった際の児童生徒の安全確保についての協力を、家庭や地域に要請しておきます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 通学路の点検

教職員は、年度当初、地区担当が決定次第、地震及び津波、風水害からの避難を想定して、登下校時の避難場所・方法・経路を確認します。

また、通学路の安全確保のため、「交通安全」「防犯」「防災」の3観点から、教職員、保護者、地域団体において、下記「通学路安全点検チェックリスト」に示した観点を基に定期的に安全点検を実施し、危険箇所の把握と情報共有を行います。

#### <通学路安全点検チェックリスト>

<b>1 「地域の連携の場」の構築</b>	
①	<input type="checkbox"/> 「地域の連携の場」が設定されているか。(例：CS・学校づくり協力者会議等)
②	<input type="checkbox"/> 「地域の連携の場」に、協議に必要な関係者が参画しているか。
③	<input type="checkbox"/> 「地域の連携の場」が定期的、継続的に設定されているか。
<b>2 交通安全の観点</b>	
①	<input type="checkbox"/> 大型車両の通行が多い場所や車両の速度等で危険な場所はないか。
②	<input type="checkbox"/> 車道と歩道が区別されているか。区別されていない場合、交通量が少なく、幅員が児童生徒の通行を確保できる道路か。
③	<input type="checkbox"/> 必要な横断箇所に、横断歩道や信号機が設置されていたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われたりしているか。
④	<input type="checkbox"/> 壁や塀等で、見通しが悪い場所はないか。
⑤	<input type="checkbox"/> 横断歩道や白線が消えかかっている、ガードパイプが壊れている等、修繕が必要なものはあるか。
<b>3 防犯の観点</b>	
①	<input type="checkbox"/> 誰もが入り込むことができ、外から見えにくい場所はないか。
②	<input type="checkbox"/> 落書きのある壁、ごみが散乱している場所はないか。
③	<input type="checkbox"/> 空き家、倉庫等はないか。
④	<input type="checkbox"/> 緊急時に、児童生徒が逃げ込める場所(交番、こどもをまもるいえ等)はあるか。
⑤	<input type="checkbox"/> 必要な場所に、街灯(防犯灯)・防犯カメラはあるか。

4 防災の観点	
①	<input type="checkbox"/> 河川の堤防、がけ地付近等が通学路になっていないか。
②	<input type="checkbox"/> 大雨時に冠水する場所はないか。
③	<input type="checkbox"/> 地震時に倒壊しそうなコンクリートブロック塀等はないか。
④	<input type="checkbox"/> 強風時等に物が飛散・落下しそうな場所や倒壊しそうな樹木等はないか。

② 各学校で作成する「学校防災マニュアル」において、災害発生時の対応方法や教職員の役割分担を定めておきます。

- 学校及び学校の近辺にいる児童生徒の安全確保、安否確認
- けが人の応急手当
- 安否が確認された児童生徒の名簿作成 等

③ 児童生徒への指導

児童生徒の発達段階に応じて、災害が発生した際の通学路上の危険箇所・身を守る行動・避難場所等を考えさせる指導をします。特に、津波から逃げる場合は、「より遠く高所へ逃げる」ことを最優先させます。

また、Jアラート等を通じて弾道ミサイル情報が発信された場合は、状況に応じ以下の避難行動を行えるよう指導します。

- ・屋外にいる場合は、近くの建物か地下に避難する。
- ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

④ 保護者・学校関係者との情報共有、協力の依頼

保護者や学校関係者に対し、災害発生時の児童生徒の安全確保・安否確認についての理解と協力を依頼します。

- 学校で行われる地区懇談会やPTA活動
- 学校運営協議会

⑤ 地域との情報共有、協力の依頼

地域の子どもの安全に係る団体に対し、災害発生時の児童生徒の安全確保についての理解と協力を依頼します。

- 「こどもをまもるいえ」、「子ども見守り隊」等

## (2) 児童生徒の保護者への引き渡し

- ◆ 通信が途絶した際の引き渡し方法について、保護者に周知します。
- ◆ 状況に応じた災害の際の引き渡し訓練を実施します。
- ◆ 災害が発生した際の児童生徒の安全な引き渡し方法について、保護者と共通理解を図ります。
- ◆ 津波警報・大津波警報発表時、津波浸水区域にある学校は、警報が発表された際には高台等にある避難場所へ避難しているため、警報が解除されるまでは、「引き渡し」は行いません。また、保護者には学校に「引き取り」に来ないように周知します。

## 【具体的な取組】

## ① 引き渡し判断の基準

「児童生徒を帰宅させるか、学校で一時保護するか」「集団下校で帰宅させるか、保護者へ引き渡しを行うか」の判断については、情報収集を十分に行うとともに、児童生徒の自宅の地理的状况も考え、判断します。

## ② 引き渡し手順と方法の周知

P T A 総会や学級・学年懇談会、学校だより、学校HP等を利用して、保護者に児童生徒の引き渡しの手順や方法（連絡方法・引き渡しの場所・警報解除後の引き渡し時期など）等を説明し、共通理解を図ります。電話やメールが使用できない状況も考えられるため、文書等で事前に取り決めておくことも検討しておきます。

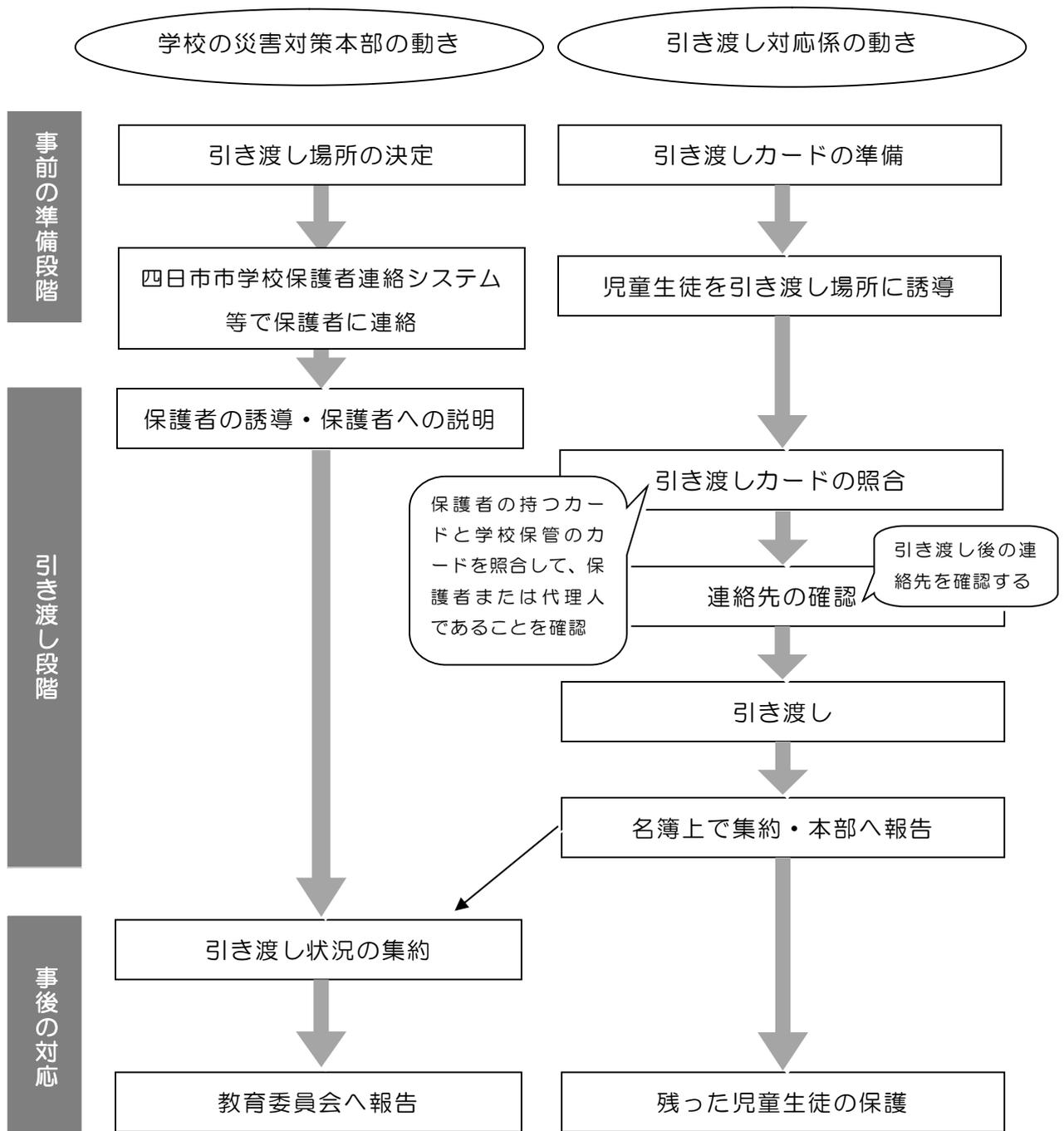
## ＜文書例＞

「震度5弱以上の地震が発生し、電話やメールでの連絡ができない状況になった場合、児童生徒は学校で保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち、迎えをお願いします。」

## ③ 引き渡し訓練の実施

訓練の実施に際しては、目的や内容について学校だよりや学校HPを通じて、保護者等に丁寧に説明します。また、PTA やコミュニティスクール運営協議会等においても協議をし、学校の実情に応じた、より実効性のある引き渡し訓練となっているかどうかの検証を行い、その改善を図っていきます。

④ 学校における引き渡しの手順(例) ※引き渡しカードの例(参考資料 P61 参照)



- 津波警報・大津波警報発表時は、津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行わない。また、保護者には学校に「引き取り」に来ないように周知しておく。
- 対外試合や校外活動中など校外で引き渡す場合は、引き渡しが可能かどうか判断し、学校で引き渡すのか、現地で引き渡すのか、安全を基準に判断する。
- 現地で引き渡す場合は、学校に連絡を取った上で、保護者に来てもらう。

## 4

## 施設の安全対策

## 1 学校施設・設備の整備と安全管理

- ◆ 各教室・廊下等にある大型備品等の転倒・落下防止対策を進めます。
- ◆ 緊急地震速報装置・通信用機器等の取扱いについて訓練等を通して理解します。
- ◆ 日常から校舎内外において、整理整頓を心がけます。

## 【具体的な取組】

## ① 大型備品等

校舎内の各教室・廊下・避難経路等の大型備品について、転倒・落下・火災防止等の安全対策を施し、定期的に安全点検を行います。

## ② 通信用機器等

通信用機器等について、訓練等の機会を活用し、設置場所や使用方法を共通理解しておきます。

例) 校内放送、四日市市デジタル防災行政無線【MCA無線】、拡声器

## ③ 重要書類、機器、教材等

重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物等の保管場所を明確にし、安全な場所に移動する方法をあらかじめ定めておきます。

## ④ 施設の安全点検

校舎内外の施設・設備について、計画的・組織的に定期点検を行います。特に使用頻度の高い施設・設備については、点検の頻度を高めて実施します。

例) 出入口の戸、窓わく、窓ガラス、防火扉、壁かけ・つり下げ物など

## 2 防災用品の整備

- ◆ 学校の防災用品の配備を進めるとともに、定期的に点検します。
- ◆ 点検については、「防災用品リスト」を活用します。(参考資料P52参照)

### 3 避難施設の整備

#### (1) 津波避難ビルの施設整備

津波避難ビルに指定された学校においては、以下の施設が整備されています。

(○は設置済、－は屋内階段あり)

整備対象校		鍵ボックス※ <sup>1</sup>	屋外階段※ <sup>2</sup>	屋上手すり※ <sup>3</sup>	自家発電装置
小学校	塩浜	○	○	○	○
	富洲原	○	○	○	○
	楠	○	－	○	○
	浜田	○	－	○	○
	富田	○	－	○	○
	中央	○	－	○	○
	中部西	○	○	○	○
	橋北	○	○	○	○
	常磐	○	－	○	○
	日永	○	－	○	○
	羽津北	○	○	○	○
中学校	塩浜	○	○	○	○
	富洲原	○	○	○	○
	楠	○	－	○	○
	橋北	○	○	○	○
	港	○	○	○	○
	中部	○	－	○	○
	富田	○	－	○	○

#### ※1 鍵ボックス

津波避難ビルに指定された学校には、鍵ボックス（地震自動オープン鍵付防災ボックス）が設置されています。このボックスは、震度5弱以上の揺れを計測して自動開錠するため、施設管理者の到着を待つことなく、避難者自らが施設を開放できるようになっています。これにより、自助・共助によるいっそう迅速な避難行動を支援します。

【鍵ボックスの収容物：鍵、小型ボール、手回し発電機LEDライト付ラジオ】

※2 屋外階段

屋内階段を利用して屋上に避難できる学校には、屋外階段を整備していません。

※3 屋上手すり

屋上に避難できる学校には、転落防止用手すりを設置しています。

(2) 指定避難所の施設整備（全校対象）

災害発生時に避難所として利用される体育館及び校舎について、窓ガラス飛散防止フィルムを設置しています。

また、指定避難所での生活が中長期に及ぶ場合を想定して、防災井戸・災害時仮設トイレ用便槽（合併浄化槽の再利用）等を整備することにより、避難所としての機能強化を図っています。



## 5

## 配慮の必要な児童生徒への対応

## 1 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

時期	内容	具体的な取組や対応
日常時対応	防災計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の役割分担の明確化 災害に迅速に対応するため、発生時に「教職員のだれが、児童生徒のだれに付いて、どのように行動するか」を明確にしておく。</li> <li>・個に応じた避難計画（個別の避難計画）の立案 要配慮者に対する避難方法、留意点や配慮事項（アレルギー対応、投薬等の医療的ケア等）を保護者と相談しながら計画に明記する。また、相談支援ファイルを活用し、全教職員が情報を共有するよう心がける。</li> <li>・要配慮者に対する特別な避難訓練の実施 要配慮者に対する個に応じた避難訓練を定期的実施し、発生時に備える。</li> <li>・関係機関との連携 福祉・保健・医療等、災害後に必要な災害に関する情報を得ることができる関係機関を把握しておく。</li> </ul>
災害時対応	被災児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の安定を図るための対応 情報収集、面接相談、家庭訪問等を実施する。</li> <li>・避難所での要配慮者への対応 特に配慮を要する対象児童生徒に対して、必要な場合は、特別な場所や環境を確保する。 対象児童生徒への対応が見過ごされるような体制（物理的バリア、不規則な生活習慣・環境等）や周りの偏見（心のバリア、障害に対する無理解）等を排除するよう努める。 集団避難所における生活（規律・学習・遊び・仲間づくり等）に対する児童生徒への適切な指導や対応を図る。</li> </ul>
災害後対応	専門家への相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応に苦慮するケースや専門的な心のケアが必要な場合は、育ち支援課等の関係機関に相談を依頼する。</li> </ul>

## 2 外国人児童生徒への対応

時期	内容	日常における防災教育（日本語指導が必要な段階の児童生徒中心に）
日常 時 対 応	災害に対する基本的な知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・津波・風水害・火災等の言葉や命に危険のある言葉（煙・炎・高波・増水等）とその意味を映像や写真を利用して理解させる。</li> <li>どのような状況になった場合に避難するのかについて、これまでの震災の写真等を使って考えさせる。</li> <li>防災設備（避難袋・防火扉等）の言葉とその意味と使い方について理解させる。</li> <li>日頃から災害時にどの経路でどこに避難するのかを話し合っておくとともに、家族でも確認しあっておくことを伝える。</li> </ul>
	保護者との連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>四日市市学校保護者連絡システムでの安否確認や避難状況を知らせる送信内容例（母語翻訳したもの）を準備する。</li> </ul>
	保護者への避難訓練や事前事後指導等の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練や訓練の事前事後指導内容を学年通信等で知らせる。その際、漢字にルビをつけ、必要最低限の内容を翻訳したものを載せて保護者への理解を図る。</li> </ul>
災害時 対 応	災害時の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常ベルや緊急地震速報に関する言葉とその意味が理解できるようにする。</li> <li>どこにいても「お・は・し・も」※<sup>1</sup>の行動ができるよう避難訓練等で身につけさせる。</li> <li>自分の判断で避難することが原則だが、お互いに声をかけあうなど、近くの人とともに避難することの大切さを意識づける。</li> </ul>
災害後 対 応	心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人児童生徒が、一番気持ちを伝えやすい言語でカウンセリングを受けることができる体制を整える。</li> <li>翻訳ツールを使うなどして、正しい情報が伝わるようにする。</li> <li>国籍に関係なく安心して避難生活を送ることができるよう支援する。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練を通して災害時の集団行動を理解させる。</li> <li>災害にかかわる言語について、安易に母語通訳せず、日本語で理解できるように繰り返し指導する。</li> <li>自分の住む地区防災組織の訓練に積極的に参加するよう促す。</li> </ul>

※1 「お・は・し・も」…「お」おさない、「は」はしらない、「し」しゃべらない、「も」もどらない

### 3 他地域で被災した児童生徒の受け入れに対する配慮

(1) 児童生徒への指導や保護者への啓発について

学校全体で受け入れ態勢を整え、教師と児童生徒との信頼関係づくりや児童生徒が互いに支えあえる人間関係づくりを進める。特に、被災児童生徒や保護者に対するいじめや偏見等がないよう、受け入れ校側の児童生徒への指導や保護者への啓発等に努める。

一人一人の児童生徒の居場所があり、仲間と共に楽しく学習できる学級づくりに努める。

(2) 補充的な学習について

受け入れ前の学校で十分な授業を受けることができなかったことによる学習の遅れや履修内容のもれが生じないようにする。

(3) 心のケアについて

養護教諭、担任を中心に、毎朝の健康観察、アンケート調査、面談等を通して、児童生徒の心身の健康状態をきめ細かく把握する。

(4) プライバシーの保護について

児童生徒や保護者等が新しい生活を始めるに当たり、個人が特定されることで不快な思いを抱かせることのないよう、プライバシーに十分配慮する。

(5) その他

制服や体育着等については、地域やPTAの協力を得て、準備することなどが考えられる。



## 第3章 災害応急対策編

---

---

## 1

## 警報等の発表時における安全確保について

警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。各学校における対応についてはこの基準を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定します。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等、南海トラフ臨時情報及び熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」です。

## 1 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
状況	対応	時刻	対応
7:00 まで	自宅待機 (注1)	7:00 まで	通常通り登校（注2） 大雪警報 積雪の状況を判断し、必要な措置をとる（注3）
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる（注4）	7:00 を経過	臨時休校

（注1）自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない児童生徒については、最寄りの知人等に保護をお願いするよう平素から当該保護者に依頼しておきます。

（注2）登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、校長の裁量で臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとることができます。この場合は「休校情報等入力フォーム」により、教育委員会にその旨連絡をします。

（注3）大雪警報発表時の対応

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、各学校の判断で臨時休校等の措置をとります。

その際、学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて20センチメートル程度）に達する場合に臨時休校とします。

\* 四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は12時間の予想降雪量が20センチメートルに達するときなどに発表されます。

（注4）学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

【暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合】

- ① 通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨及び雪の状況、災害の状況を確認します。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。
- ② 拠点的に通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全についての情報提供を求めます。
- ③ 必要と判断される時は、教職員が引率し、拠点まで保護者の出迎えを求めて引継の措置をとる。特に小学校低学年児童や支援を要する児童生徒については配慮します。
- ④ 保護者への引き渡しを行う場合は、平素より出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておきます。
- ⑤ 通学に公共交通機関を利用している学校については、運行状況を的確に把握します。

上記のような点をふまえ、帰宅、学校待機、避難のうち、状況に応じて判断します。

○台風の進路等により暴風警報発表が予想される場合は、地域的差異や学校のおかれている諸条件からみて、各校の判断で発表前でも速やかに帰宅させることも検討します。この場合も、「休校情報等入力フォーム」により、市教育委員会にその旨連絡をします。

○台風の予想進路等状況によっては、暴風警報等の発表が予想される前日より、市教育委員会から翌日の臨時休校等の措置を小中学校に連絡する場合があります。学校は、下校時までには児童生徒に直接連絡をします。

## 2 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)、大津波警報、津波警報、震度5強以上の地震発生に対する対応

発表された場合	
状況	対応
登校前	<p><b>臨時休校</b></p> <p>津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる。</p> <p>○登校はせず、市災害対策本部等、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる)</p> <p>(具体的には)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ</li> <li>・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ(津波・高潮・洪水・土砂災害以外)</li> </ul>
登校後	<p><b>学校待機</b></p> <p>○児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。(ただちに命を守る行動をとる)(注5)</p> <p>※ 保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上、出迎えの保護者に引き渡す。</p>

特別警報解除後(翌日以降)は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、校長の裁量で臨時休校の措置をとります。この場合は、市教育委員会にその旨を連絡します。

登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとります。

(注5)

【震度5強以上の地震発生の場合】

ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機の措置をとり保護します。その後、市災害対策本部等、公的機関の指示に従います。また、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておきます。

※ 特別警報の創設による地震初動警報体系

気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっています。

前項の対応は震度5強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は、十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波(大津波)警報の場合】

- ① 児童生徒を安全性の高い場所(校舎の3階など)に移動させ、安全を確保します。
- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、市教育委員会より「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム」「文書連絡機能」等で、その対応について連絡します。
- ③ 児童生徒の下校については、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり、保護することを原則とします。また、津波(大津波)警報発表時には、津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行いません。引き取りに来た保護者も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部等の情報をもとに、市教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

なお、津波(大津波)警報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

三重県が公表した津波浸水予測図により、津波浸水の可能性のある地区

富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、楠

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

※ 津波警報、高潮と波浪の特別警報の場合も大津波警報に準じて対応する。

【登校後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合】

- ① 市教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム」「文書連絡機能」等で、各学校に連絡をします。
- ② 下校時刻になり、児童生徒を下校させる際は、「1 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報に対する対応」の場合に準じます。

### 3 大雨や洪水等気象に関する警報、記録的短時間大雨情報、大雪注意報、竜巻注意報、雷注意報等の対応（1、2以外）

それぞれの学校や周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。この場合にも必ず市教育委員会との連絡、調整に努めます。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）等が発令された場合、特に洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。

各種注意報等についても、校長は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して、登下校に関して最善かつ適切な措置をとります。措置の結果については、「休校情報等入力フォーム」により、教育委員会へ報告をします。

※ 別途対応が必要な場合はそれぞれの対応マニュアル等を参照のこと

《例》光化学スモッグ予報（注意報・警報・重大警報）→「三重県大気汚染緊急時対策」  
微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起情報（防災みえ、j pメール配信）

#### 中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

（令和2年10月通知）

##### 1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとることとする。

##### 2 朝練習

午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とする。また、「大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定する。

特に、月曜日の朝練習の実施については、週休日等に生徒への連絡が困難になることから、悪天候が予想されるときは、すべての部活動で朝練習を実施しないことを原則とし、できる限り金曜日の時点で、生徒への周知を図ることとする。

各学校における対応については、この基準を踏まえ、生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺、通学路の状況を把握しながら対応を決定します。

### 「記録的短時間大雨情報」発表時における対応について

気象庁が数年に一度程度しか発生しないような短時間の猛烈な大雨を観測・解析した際に発表する情報です。

三重県では、大雨警報発表中に120mm/h以上の雨が降り、かつ、キキクル（土砂災害危険度分布）の「紫色（危険）」「黒色（危険切迫）」が出現している場合に発表されます。

※キキクル（危険度分布）：気象庁 <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

発表された場合	
状 況	各 学 校 に お け る 対 応
登校前	<p><b>7：00の段階で発表された場合は、自宅待機とする。</b></p> <p>○学校は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部等から出される情報をもとに、その後の対応について必要な処置をとります。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路等の安全を確認し、登校させる。</li> <li>・始業時間を繰り下げる。</li> <li>・臨時休校とする 等</li> </ul>
登校後	<p><b>学校待機</b></p> <p>○児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとります。（注6）</p> <p>○その後の対応については、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部等から出される情報をもとに、教職員で通学路や周辺状況等を確認します。下校が可能と判断した場合は、保護者への引き渡し、もしくは集団下校させます。</p>

学校はその都度の対応を、四日市市学校保護者連絡システムにて保護者に通知します。

（注6）避難誘導について

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、児童生徒の安全確保のための必要な処置をとります。

## 4 熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)発表時の対応

熱中症特別警戒アラートが三重県に発表された場合

※前日の14時頃に発表されます。

### 臨時休校（四日市市内全公立小中学校）

※臨時休校をお知らせする通知は市教育委員会より四日市市学校保護者連絡システムにて行います。

### 《熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表の流れ》

例

三重県内全ての『暑さ指数情報提供地点』〔注1〕において、7月9日の最高暑さ指数（WBGT値）〔注2〕が3.5に達すると予想される場合

- 7月8日の14時頃：環境省から発表

→『7月9日 熱中症特別警戒アラート』

※四日市市学校保護者連絡システムにて臨時休校を通知します。



- 7月9日：臨時休校（市内全公立小中学校）

※熱中症特別警戒アラートは一日中（0：00～23：59まで）

【休校中の留意点について】

保護者が家庭にいない児童生徒や冷房設備のない家庭については、最寄りの知人等に保護をお願いする、避難施設を紹介する等、平素から当該保護者に依頼しておきます。

【参考】 「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開放について」

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのが場所として、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。（下記QRコードより閲覧できます）

【四日市市ホームページ】

「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について」



## 5 伊勢・三河湾に、津波注意報が発表された場合の対応

市教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム」「文書連絡機能」で、各学校に連絡をします。それらを参考に児童生徒の安全を確保します。

## 6 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。  
「四日市市学校保護者連絡システム」等による保護者への連絡を行うことが困難であることから、事前に保護者へ自宅待機の措置をとることの周知徹底を図ります。  
また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「四日市市学校保護者連絡システム」等による一斉配信等により連絡します。学校は、登校時の安全確保に努め、授業実施に向けた対応を速やかに行います。
- ② 在校中に緊急情報が発信された場合は、児童生徒に迅速な避難行動を指示します。  
(※避難行動については、P16参照)

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報の収集に努めます。

今後、予測される状況に応じて児童生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとします。児童生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行います。措置の結果については、教育委員会へ報告をします。

- ① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、臨時休校の措置をとります。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者へ安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

## 7 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合には、市内全ての公立小学校・中学校を1週間の臨時休校とします。この期間中は、避難所として開設し、避難所の開設及び運営については、P41「避難所開設時の学校施設開放」に準じて対応を行います。（浸水想定区域の学校を除く）

原則、1週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行うことも想定しておきます。



# 2

## 教職員の非常時配備基準と緊急連絡体制

地震及び風水害等の災害に備え、学校施設の管理及び四日市市地域防災計画に基づく避難所開設等のために、通常の勤務時間を超えての校長等教職員の配備基準を下記のとおり定めます。従って、校長は教職員の夜間・休日の緊急連絡体制を整備しておく必要があります。

### 1 非常時配備基準 -おもに夜間・休日の対応-

区分	非常体制
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市域に震度「5強」以上の地震が発生したとき</li> <li>◆甚大な被害が発生したとき</li> </ul>
配備要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則として「全教職員」の配備とする</li> <li>◇病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する</li> </ul>

区分	警戒体制	
	地震への対応	風水害への対応
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市域に震度「4」または「5弱」の地震が発生したとき</li> <li>◆県内（四日市市を除く）において震度「5弱」以上の地震が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆次の警報のうち、市域にいずれかが発表されたとき</li> <li>①大雨警報                      ②洪水警報</li> <li>③暴風警報                      ④暴風雪警報</li> <li>⑤高潮警報                      ⑥大雪警報                      等</li> </ul>
配備要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆初動を効率的に行うため、校長は、直ちに出勤できる態勢をとる</li> <li>◆施設の管理のため、出勤が必要と校長が判断した場合は、出勤する</li> <li>◆出勤が必要と教育委員会が判断した場合は、市教育委員会から出勤要請を行う</li> <li>◇校長が出勤不可能な場合は教頭等が代理となる</li> <li>◇施設管理上、複数配備が必要な場合は市教育委員会に連絡する（市教育委員会から複数配置の要請をする場合もある）</li> </ul>	

区分	特別警報発表時
配備基準	市域に特別警報が発表された場合（津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみ）
配備要員	◆原則として「1名」の配備とし、校長が出勤する

## 2 避難所が開設される場合の配備基準

区分	避難所開設時
配備基準・要員	<p>◆避難所が開設される場合は、下記のとおりので配備とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所の開設が決定された場合、市教育委員会から校長へ連絡が入る</li> <li>② 校長は、各校の緊急時連絡者2名（P40下段参照）へ連絡する</li> <li>③ 緊急時連絡者は直ちに学校へ出勤し、開錠する</li> <li>④ 校長は施設管理者として運営等に携わる</li> </ul>

## 3 連絡方法と配備の解除

連絡	<p>【非常時配備の担当窓口：学校教育課】</p> <p>◆出勤報告、複数配備の許可要請については、必ず学校教育課へ連絡する            連絡専用電話 ☎ 354-8250・354-8251（学校教育課直通）</p> <p>◆必要に応じて、教育施設課（☎354-8245）や消防・警察等関係機関へも連絡をする</p> <p>◆「防災行政無線（移動系）」を使用してもよい</p>
解除	<p>◆配備の解除は、市教育委員会が指示をする（各校の判断によることはできない）</p>

## 4 緊急時の連絡体制

### (1) 緊急時連絡者の選任

勤務時間外に緊急に連絡する必要がある場合に備え、各学校は、市内在住の職員を計2名、緊急時の連絡者として選任します。選任にあたっては、原則として校長及び教頭を選びます。ただし、管理職が市外在住の場合は、校長または教頭と当該校近隣在住の職員の2名を選任者とします。選任者は、非常災害時において、市教育委員会等との連絡調整を行います。

### (2) 緊急時連絡者の報告

【報告事項】 選任された職員の住所、名前、電話番号、職名

【報告時期】 年度当初

【報告先】 学校教育課

※ 選任された者が、出張等で長期に不在となる場合は、代理を選任します。

## 3

## 避難所開設時の学校施設開放

大規模災害が発生した場合、市立の小・中学校（原則として体育館）は「指定避難所」として、長期にわたり避難所となる可能性があります。地域防災計画では、災害時の市教育委員会の所掌事務は「教育施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関すること」となっています。

## 1 避難所の区分と学校施設開放

## (1) 避難所区分

避難所区分	概 要	
指定緊急避難場所	災害から命を守るための、緊急的に避難する施設や場所で、災害種別ごとに市が指定するもの。	全小・中学校グラウンド、地区市民センター等
指定避難所	避難先として中心的な役割を担う建物施設で、長期収容を前提としたもの。	全小・中学校体育館、地区市民センター等
緊急避難所	地域住民が一時的に災害の危険を回避するための避難場所	一部幼稚園（羽津幼、常磐中央幼のみ）、公会所等
二次避難所	高齢や障害などの理由により一般の避難所での生活が困難な人が、二次的に避難する施設のこと。	老人保健施設等

原則として地域住民への学校施設の開放については、下記のとおりに行います。

（平成 20 年 11 月 5 日学教第 887 号にて通知）

内 容	施 設 名
主たる避難施設	体育館及びその周辺区域
状況等に応じて開放する施設	武道場、多目的教室、空き教室、プール その他、空調があり、授業再開に向けて支障のない部屋等
授業再開に向けて学校が確保する施設	校長室、職員室、保健室、事務室、通常使用している普通教室、放送室、理科室、技術室、その他危険物が保管されている教室 等
その他	テント等の貸出等（事前に「避難所運営委員会」と協議）

## (2) 津波避難ビル

避難所区分	指定校名
津波避難ビル	中部西小、浜田小、橋北小、塩浜小、富田小、富洲原小、常磐小 日永小、中央小、楠小、羽津北小 中部中、港中、橋北中、塩浜中、富田中、富洲原中、楠中

※避難施設の整備については、P24を参照

「四日市市津波避難ビル ガイドライン（令和6年6月改訂）」に基づき、上記の学校については、下記のとおり、施設を開放します。

内 容	施 設 名
主たる避難施設	3階以上の教室・廊下、屋上等
開放する期間	大津波（津波）警報発表時から、津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

## 2 鍵の管理

### (1) 指定避難所の鍵の管理

避難所の開設については、各地区市民センターに保管されている鍵が活用できます。各学校は、年度当初に災害時の速やかな避難所開設に万全を期すため、協力を得られる学校近隣の方に校舎入口等の鍵の保管を依頼し、住所及びその位置・名前・電話番号を、学校教育課に報告します。変更があれば、その都度報告をします。

### (2) 津波避難ビルの鍵の管理

津波避難ビルに指定された学校には、鍵ボックス（地震自動オープン鍵付防災ボックス）が設置されています（P24参照）。このボックスは、震度5弱以上の揺れで自動開錠するため、その際には施設管理者の到着を待つことなく、避難者自らが施設を開放できるようになっています。

【地震自動オープン鍵付防災ボックス内の収容物】

鍵、小型バール、手回し発電機LEDライト付ラジオ

### 3 避難所開設時の学校の役割

発災時には、市は人命の安全を第一に地域市民等の避難誘導を行います。市地域防災計画では、避難所開設の基準について、下記のとおりとしています。

- 震災の場合 管轄区域内において危険が切迫した場合には、市は地元警察等と調整の上、地域、避難先を定めて避難を指示します。
- 風水害の場合 被害が発生する恐れがある場合に、市は避難立ち退きのための指示等を行うとともに、必要に応じ、避難所を開設します。

(四日市市地域防災計画参照)

#### (1) 発災直後の対応

##### 避難所開設まで(避難所運営委員会による運営移行まで)にしておくこと

- ① 避難所の開設が決定された場合、学校教育課から校長へ連絡が入ります。  
※市全域に避難指示が発令された場合等、学校で避難所が開設される場合は、小中学校の防災用緊急電話連絡網により教育委員会から校長へ連絡するとともに、「四日市市学校保護者連絡システム」でも通知します。
- ② 校長は、各校の緊急時連絡者2名(P40参照)へ連絡します。四日市市非常参集システムでも連絡があります。
- ③ 緊急連絡者2名は直ちに学校へ出勤します。学校へ到着した旨を教育委員会へ連絡し、避難場所開設の準備にとりかかります。

【避難所開設の準備】 ※市の避難場所開設職員が到着しない場合の対応。

- ア 門扉を開放し、体育館等を開錠します。夜間であれば電灯を点けます。
- イ 開錠後、施設・設備等の被害状況を点検します。
- ウ 点検の結果、施設・設備等に損傷が確認された場合は、教育委員会へ状況を報告し、避難所を開設してよいかどうかの確認を行います。

- ④ 受け入れ態勢が整い次第、学校教育課、地区市民センターへ連絡し、校長・教頭は職員室等で待機します。(担当市職員到着の有無によっては、避難者への対応必要)
- ⑤ 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、地区防災組織、市職員、学校が会議を行う場所を提供します。
- ⑥ 地区防災組織、市職員等と連携し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努めます。
- ⑦ 避難所開設時に学校施設開放者が施設を利用していた場合は、活動を中止させ、避難所開設を優先します。

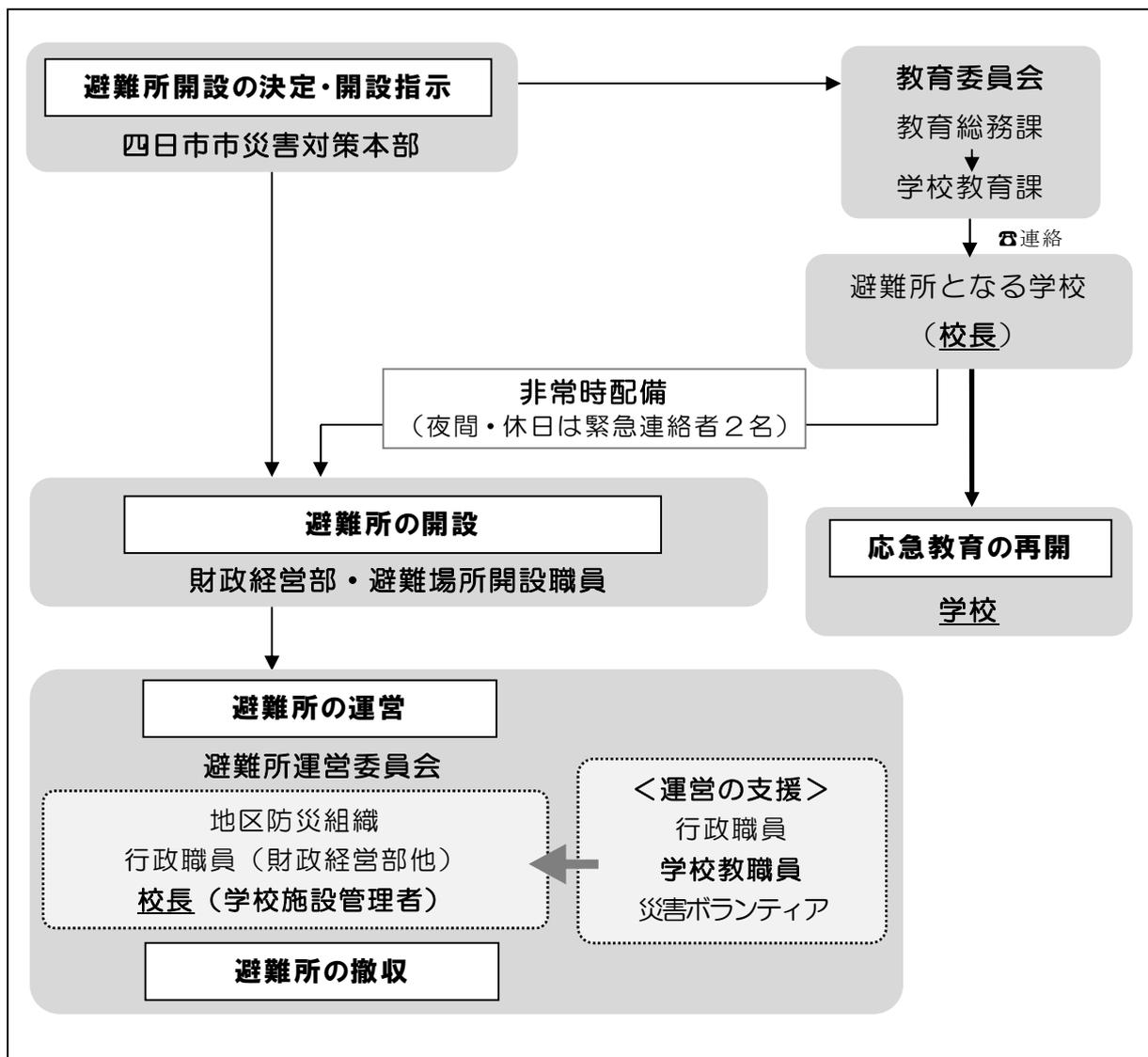
## (2) 避難所の開設と運営

避難所の開設がされた場合、校長は施設管理者として運営等に携わります。避難所開設の準備と運営は、避難場所開設職員（市職員）が対応します。ただし、夜間や休日等において、担当市職員が到着するまでに避難者があれば、学校が避難者への対応等を行う場合もあります。

一方、学校管理下においては、災害時の子どもたちの安全確保が最優先となります。学校は、子どもたちの応急教育再開に向けた取組に力を尽くすことが重要です。

○迅速な避難所開設体制の構築のために

- ・災害状況や地区の状況を考慮して、順次、避難所を開設します。
- ・指定避難所には避難場所開設職員（市職員）が位置付けられます。開設職員は、避難所開設、避難所状況報告などを行います。



○感染症対策を踏まえた避難所開設・運営のために

- ・「四日市市新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、学校が避難所となった際の対応を、各校の防災マニュアルにおいて定めます。
- ・大規模災害発生時における学校の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保・安否確認と学校教育活動の正常化に向けて早期に取り組むことであることを踏まえつつ、感染症対策の観点から見た避難スペースのレイアウトや余剰教室の活用等について、行政・地域と連携して対応します。

### (3) 避難所の閉鎖

市災害対策本部で避難所撤収（閉鎖）が決定されたら、学校へ連絡が入ります。避難所運営委員会は避難者にその旨を通知し、避難者を帰宅させます。

校長は、学校施設設備の被害状況を確認し、異状があれば市教育委員会（学校教育課、教育施設課）へ連絡します。

各地区市民センターを中心に、自治会関係者・学校関係者等で「避難所開設マニュアル」の作成を進めています。地区防災組織や、各校の施設・規模などにより、対応が異なることがあるので確認をしておくことが必要です。



## 第4章 災害復旧・復興編

---

---

## 1

## 災害発生時の応急教育

被災により、通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保のうえ、応急教育を実施します。

## 1 学校施設の確保と応急教育の方法

体育館や特別教室の施設が避難所として使用される場合や校舎等施設の被害程度が大きく、平常の授業が実施できない場合は、次の措置をとるものとします。

## (1) 被害状況と応急教育の方法

被害状況	使用場所	実施方法
校舎の一部が使用できない場合	安全な校舎の部分	学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を実施
校舎が全部又は大部分が使用できない場合	被害が軽微な最寄りの学校または公共施設	学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を実施
学校が避難場所に利用される場合	可能な限り避難者の生活場と授業の場を分離	学級合併授業、一部または全部にわたる二部授業を実施 ※「避難所運営委員会」と協議

## (2) 応急教育実施の留意事項

## ① 被害を受けた校舎を利用する場合

被害状況に応じて防疫上必要な措置（浸水害時の消毒等）を早急に実施します。さらに、理科室、保健室等に保管する薬品や器具等について安全点検を行います（消毒剤等は市から配布される）。

## ② 危険箇所

立入禁止の標識やロープを張るなどの措置を講じ、二次災害の発生を防止します。

## ③ 記録

施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておきます。

## ④ 教科書、学用品等の損失状況

損失状況を把握し、児童生徒の学習にできるだけ支障がないように配慮します。

## ⑤ 学校の周囲及び通学路等の被害状況

被害状況に応じ、通学路を変更する等、危険防止に努めます。

## 2 児童生徒の保健衛生について

- (1) 被災した児童生徒には、臨時健康診断及び健康相談、健康状態の日常的な観察を行うことで、心身の健康状態の把握に努めます。
- (2) 心のケアについては、必要に応じてカウンセラー等の派遣要請を教育委員会に行います。
- (3) 欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握します。
- (4) 学校内において、感染症又は食中毒等が発生した場合は、校医に相談し、教育委員会に報告します。

※上記(1)、(3)については、記録をとり、今後の支援に生かします。

### 心のケア

被災した児童生徒には、何らかの心身の健康問題が現れることが考えられます。健康問題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、身近にいる者が日常の変化に気づくことが大切です。

教職員同士が児童生徒に関する情報の共有を図るとともに、保護者の理解と協力を得ながら相互に連携し、児童生徒の心身の状態の把握に努めます。

児童生徒の中には、自身の健康状態を言葉でうまく表現できない場合や、心の健康状態について自身で気がついていない場合があることも考えられます。

そのため、日常の健康観察においては身体症状に加え、行動や態度の変化についても記録に残し、継続して観察していくことが大切です。また、児童生徒配付のタブレット端末なども活用して、児童生徒の心身の状態を見える化することで、児童生徒自身も教職員も、より適切な現状把握に努めます。



# 参 考 資 料

---

---

## 1 学校防災確認リスト

1. 防災教育の充実	
<input type="checkbox"/>	県教委作成の「防災ノート」や総務省消防庁作成の「チャレンジ防災48」等、防災教育教材を活用した学習を行っている。
<input type="checkbox"/>	消防署等と連携して、体験的な防災教育を進めている。
<input type="checkbox"/>	教職員向け防災研修（応急手当・災害図上訓練・教材研修等）を行っている。
<input type="checkbox"/>	「学校における防災の手引き」（三重県教育委員会）が学校に保管してある。
<input type="checkbox"/>	学校安全担当者は、県や市の防災教育研修に参加し、その内容を教職員に還流している。
<input type="checkbox"/>	学校災害図上訓練や防災教材の開発など、防災教育に関する研修を行っている。
2. 防災に関する計画の充実	
<input type="checkbox"/>	学校防災マニュアルの見直し、改善に努めている。
<input type="checkbox"/>	学校防災マニュアルを学校HP等で公開したり、PTA総会等で周知したりしている。
<input type="checkbox"/>	学校防災マニュアルに津波に関する避難場所・避難経路・避難方法について記載してある。（四日市市津波避難マップの津波避難目標ライン（赤い線）より海側にある学校）
<input type="checkbox"/>	停電や断水、交通の途絶などの被災時の校内体制・保護者や関係機関との連絡方法を整備している。
<input type="checkbox"/>	津波を想定した避難訓練を実施している。（四日市市津波避難マップの津波避難目標ライン（赤い線）より海側にある学校）
<input type="checkbox"/>	校外学習で沿岸部に行く際、津波避難を想定した避難場所を考え、下見をしている。
<input type="checkbox"/>	洪水・土砂災害・高潮を想定した避難訓練を実施している。（洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・高潮浸水想定区域にある学校）
3. 防災対策（避難場所・避難経路の決定・避難訓練）の充実	
<input type="checkbox"/>	「四日市市津波避難マップ」等を参考の上、適切な避難場所を決めている。
<input type="checkbox"/>	四日市市津波避難マップの津波避難目標ライン（赤い線）より海側にある学校は、目標ラインより山側に避難場所を決めている。
<input type="checkbox"/>	洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・高潮浸水想定区域にある学校は、「四日市市ハザードマップ」等を参考に、適切な避難場所を決めている。
<input type="checkbox"/>	学校防災マニュアルに基づき、様々な場面・時間を想定した避難訓練を計画的に行っている。
<input type="checkbox"/>	保護者や地域・近隣学校と協同した避難訓練を実施している。（緊急下校訓練を含む）
<input type="checkbox"/>	校外に避難場所がある場合、その経路や場所について、保護者や地域住民に知らせている。

4. 登下校中の対応	
<input type="checkbox"/>	登下校中の災害が起きた場合の児童生徒の安全確認方法と教職員の役割分担（応急手当・名簿づくり・安全確保）が決められている。
<input type="checkbox"/>	地区担当が、地震及び津波からの避難を想定した登下校時の避難場所・方法・経路について確認をしている。
<input type="checkbox"/>	集団下校や町（地区）別会議等において、児童生徒が災害時を想定した通学路の安全確認をしたり、話し合ったりする機会を持っている。
<input type="checkbox"/>	地区懇談会や校区の防災に関する会議等で、災害時の児童生徒の安全確保について話し合う機会をもっている。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の発達段階や学校の立地条件に応じて、登下校時に災害が起きた場合の通学路の危険箇所や避難場所及び自分を守るための行動等を指導している。
<input type="checkbox"/>	地域の児童館や「子ども見守り隊」など、子どもの安全に係る団体と、災害時の児童生徒の安全確保について話し合う機会を持っている。
<input type="checkbox"/>	通学路や校区の危険箇所や避難経路、校区（地域）の「安全マップ」を作成している（あるいは改訂作成中）。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の目につくところに「四日市市津波避難マップ」等ハザードマップや「安全マップ」が掲示してある。
5. 児童生徒の保護者への引き渡し	
<input type="checkbox"/>	P T A総会や懇談会を利用して、災害時における児童生徒の引き渡しについて、連絡方法・引渡し場所等を保護者に知らせている。
<input type="checkbox"/>	引き渡し（緊急下校）用チェックカード類が作成してある。
<input type="checkbox"/>	引き渡し訓練を行う体制が整っている。（あるいは体制づくりが進められている）
<input type="checkbox"/>	引き渡し訓練を実施するに当たって、事前に災害時（地震・津波警報発表）を想定しての訓練であることを保護者に知らせている。
6. 情報収集及び伝達体制の整備	
<input type="checkbox"/>	保護者に対し、「四日市市学校保護者連絡システム」や「学校 HP」等、情報収集方法について知らせている。
<input type="checkbox"/>	全教職員が、「四日市市学校保護者連絡システム」の配信をすることができる。
<input type="checkbox"/>	教職員連絡体制について、メールや電話による連絡網を作成している。
7. 学校設備の安全管理と整備	
<input type="checkbox"/>	各教室・廊下・避難経路等の大型備品に転倒・落下・火災防止策をしている。
<input type="checkbox"/>	各教室の出入り口や避難経路に避難の妨げになるような物が置かれていない。
<input type="checkbox"/>	避難経路に施錠してある扉がある場合は、鍵の保管場所（高所）と担当者を決めている。
<input type="checkbox"/>	学校は、防災倉庫（鍵の保管場所を含む）や学校の防災用品の内容を把握している。
<input type="checkbox"/>	通信用機器（校内放送・無線・拡声器）の定期点検を行っている。

### 8. 地区市民センター・地区防災組織との連携

<input type="checkbox"/>	地区防災組織が主催する訓練に、児童生徒の参加を促している。
<input type="checkbox"/>	地区防災組織と災害時の協力体制等について協議をしている。

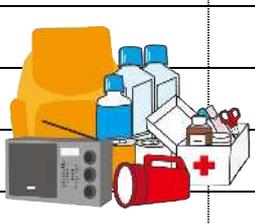
## 2 防災用品リスト

	災害時準備用品	管理場所	数量	点検	備考
救急	救急箱				防災倉庫に配備品あり
	担架				防災倉庫に配備品あり
	AED				
	飲料水				
	食糧（3日分）				教職員及び児童生徒分
情報機器	テレビ				
	ラジオ				手回し発電式が望ましい
	トランシーバー				
	拡声器				
	乾電池				
消火・救助用具	消火器				
	バケツ				
	各種工具				
	軍手				
	脚立				防災倉庫に配備品あり
	斧				防災倉庫に配備品あり
	スコップ				防災倉庫に配備品あり
	ロープ				
照明・避難用具	ビニールシート				
	懐中電灯				
	電池				
	ヘルメット				防災倉庫に配備品あり
	毛布				防災倉庫に配備品あり
	テント				
雑貨	マスク				
	長靴				
	模造紙				

	油性ペン				
	ガムテープ				
	ラップ				
	スリッパ				
教室用	学級名簿				
	筆記用具				
	ホイッスル				
嚴重保管	校舎マスターキー				
	緊急連絡カード				
	各種連絡網				

参考資料「学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」三重県教育委員会

### 3 防災倉庫基本配備品

緊急用備蓄品		救助用資機材			
クラッカー	480食	ヘルメット	10個	コードリール	5個
アルファ米	500食	ノコギリ	5個	担架	3台
毛布	120枚	スコップ	5個	救急箱	4個
ポリタンク (350L)	3個	鎌	5個	脚立	1台
		ツルハシ	5個	リヤカー	1台
		ハンマー	5個	仮設トイレ	1台
		金てこ	5個	携帯型トイレ	10基
		とび口	5個	トイレテント	10基
		ハンドマイク	3個	汚物収納袋	4袋
		万能オノ	5個	照明セット	1組
		発電機	2台	カセットガスボンベ	96本
		投光機	2台	防塵マスク	1箱
		パーテーション	2個	エアマット	45個

上記救助用資機材の内容・数量は、基本例であり、設置場所によって、多少の差異があります。

※ 上記の防災倉庫とともに、津波避難ビルに指定された学校の最上階には、屋内非常用配備品（緊急用備蓄品）が保管されています。また、一部の学校の敷地内に防災井戸が設置されています。

## 4 四日市市職員の非常時配備基準

### 1 震災対策

#### ■ 配備体制

職員の配備体制は、地震の揺れの規模、災害の状況により、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急体制を推進する警戒体制と、甚大な被害が発生するおそれがあるとき又は甚大な被害が発生したときで、全組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する非常体制の2つの体制です。

#### ■ 配備基準

各配備体制における配備基準は次のとおりです。なお、被害の状況等に応じ、配備基準を段階的に見直すこともあります。

体制	配備体制	配備基準	
警戒体制	部局 1 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域に津波注意報が発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」）</li> <li>・市域に震度「4」の地震が発生したとき</li> <li>・県内（四日市市を除く）に震度「5弱」以上の地震が発生したとき</li> <li>・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき</li> <li>・異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長が必要と認めたとき</li> </ul>	
	第1次	各所属 1 人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の発生が予想される時</li> <li>・市域に震度「5弱」の地震が発生したとき</li> <li>・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき</li> </ul>
	第2次	各所属の 1 / 3 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の発生、または被害の拡大が予想される時</li> </ul>
	第3次	各所属の 1 / 2 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が拡大、または甚大な被害が予想される時</li> <li>・津波警報が発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」）</li> </ul>
非常体制	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甚大な被害が発生したとき</li> <li>・市域に震度「5強」以上の地震が発生したとき</li> <li>・大津波警報が発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」）</li> </ul>	

※ 危機管理統括部・都市整備部・上下水道局・商工農水部・消防本部・市立四日市病院の6部は各部マニュアルに従います。

## 2 津波対策

### ■ 配備体制

津波警報などが発表された場合の配備体制は、次のとおりです。

体制	配備の内容	配備の時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、または発生した場合で、所掌する災害応急対策を迅速的確に行うために各部局署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	1 「伊勢・三河湾」に津波注意報、津波警報が発表されたとき 2 異常な自然現象または人為的原因による災害で、市長が必要と認めたとき
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、または発生した場合で、市の総力を挙げて災害応急対策に当たり得る体制	1 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表されたとき 2 甚大な被害が発生したとき

### ■ 配備基準

体制	配備体制	配備基準※	
警戒体制	警戒初動	部局 1 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域に津波注意報が発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」）</li> <li>異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長が必要と認めたとき</li> </ul>
	第 1 次	各所属 1 人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生が予想されるとき</li> </ul>
	第 2 次	各所属の 1 / 3 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生、または被害の拡大が予想されるとき</li> </ul>
	第 3 次	各所属の 1 / 2 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が拡大、または甚大な被害が予想されるとき</li> <li>津波警報が発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」）</li> </ul>
非常体制	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>甚大な被害が発生したとき</li> <li>大津波警報が発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」）</li> </ul>	

※ 危機管理統括部・都市整備部・上下水道局・商工農水部・消防本部・市立四日市病院の6部は各部マニュアルに従います。

### 3 風水害対策

#### ■配備体制

市内において災害が発生又は予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要があります。市長は、災害対策本部を設置したとき、直ちに警戒体制又は非常体制をとり、本部員のほか所定の職員を配備して災害応急対策に従事します。

また、職員は、指示のない場合でも、災害の発生を認識したときには、各自の判断により所定の配備場所に参集することとします。

#### ■災害対策本部の配備体制

区分	配備の内容	配備の時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、または発生した場合で、所掌する災害応急対策を迅速的確に行うために各部局署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>次の警報のうち、市域にいずれかが発表されたとき ①大雨 ②洪水 ③暴風 ④大雪 ⑤暴風雪 ⑥高潮</li> <li>高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）が発表されたとき</li> <li>異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長が必要と認められたとき</li> </ol>
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、または発生した場合で、市の総力を挙げて災害応急対策に当たり得る体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>甚大な被害が発生したとき</li> </ol>

#### ■配備要員

体制	配備体制	配備基準※	
警戒体制	警戒初動	部局 1 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の警報のうち、市域にいずれかが発表されたとき ①大雨 ②洪水 ③暴風 ④大雪 ⑤暴風雪</li> <li>高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）が発表されたとき</li> <li>異常な自然現象又は人為的原因による災害で、市長が必要と認められたとき</li> </ul>
	第 1 次	各所属 1 人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生が予想されるとき</li> <li>高潮警報が発表されたとき</li> </ul>
	第 2 次	各所属の 1 / 3 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の発生、または被害の拡大が予想されるとき</li> </ul>
	第 3 次	各所属の 1 / 2 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が拡大、または甚大な被害が予想されるとき</li> </ul>
非常体制	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>甚大な被害が発生したとき</li> </ul>	

※特別警報（大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪）が発表された場合は、被害予測、または被害状況により、配備体制を決定することとします。なお、危機管理統括部・都市整備部・上下水道局・商工農水部・消防本部・市立四日市病院の6部は各部マニュアルに従います。

## 5 水害・土砂災害の防災情報

平成30年の7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直観的に理解できるように、以下のような「警戒レベル」を用いた防災情報の提供が開始されました。さらに、令和3年5月20日に災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が成立し、避難情報の中の避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。

風水害のおそれがあるときには、避難情報を発令することがあります。

(気象・災害状況の例)

<p>台風が近づく</p> <p>大雨になる</p> <p>災害が発生するかも</p>	<p><b>警戒レベル 1</b></p> <p>↓</p> <p><b>警戒レベル 2</b></p> <p>↓</p> <p><b>警戒レベル 3</b></p> <p>↓</p> <p><b>警戒レベル 4</b></p> <p>↓</p> <p><b>警戒レベル 5</b></p>	<p>[気象庁が発表] 今後、気象状況悪化のおそれ</p> <p><b>早期注意情報</b></p> <p>とるべき行動: 災害への心構えを高める</p> <p>[気象庁が発表] 気象状況悪化</p> <p><b>大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報</b> (警報に切り替える可能性) 等</p> <p>とるべき行動: 自らの避難行動を確認</p> <p>[市が発令] 災害のおそれあり</p> <p><b>高齢者等避難</b></p> <p>とるべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>[市が発令] 災害のおそれが高い</p> <p><b>避難指示</b></p> <p>とるべき行動: 危険な場所から全員避難</p> <p><b>警戒レベル 4 までに必ず避難!</b></p> <p>警戒レベル 5 は、必ず発令する情報ではありません</p> <p>[市が発令] 災害発生又は切迫</p> <p><b>緊急安全確保</b></p> <p>とるべき行動: 命の危険 直ちに安全確保!</p>
---	---	---

災害発生 危険が迫る

※必ずしもこの順番で情報が出るとは限りません。状況に応じた柔軟な対応が重要です。

出典：「四日市市家族防災手帳（大人版）」

## 6 県立学校教職員の緊急動員計画(基準)及び非常体制時の業務等

### 1 緊急動員計画(基準)

#### (1) 地震の場合

##### ① 県内で震度5強以上の地震が発生した場合

	勤務時間内		勤務時間外
	(校内)	(出張中)	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	でき得る限り早期に出勤し配備につく

##### ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

	勤務時間内		勤務時間外
	(校内)	(出張中)	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	校長の指示に従う※

#### (2) 風水害等の場合

県内全域に風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、教育長が必要と認めた場合

	勤務時間内		勤務時間外
	(校内)	(出張中)	
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	校長の指示に従う※	校長の指示に従う※

※校長が指示するにあたり、災害の規模、地域の実態、実施すべき業務(次頁「2非常体制時に行う業務」を参照)に必要な人員等を総合的に勘案し、初動体制要員等に連絡する。

#### 【留意事項】

- ・ 比較的短時間で参集できる教職員を、初動体制を確立するための要員としてあらかじめ定めておく。
- ・ 参集にあたっては、自分自身及び家族の安全の確保、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊などに注意する。
- ・ 参集にあたっては、3日分程度の飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、雨具、季節に応じた防寒着などを携帯する。

### 2 非常体制時に行う業務

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ① 児童生徒の安全確保      | ② 災害に係る情報収集     |
| ③ 人的被害や物的被害の確認   | ④ 教育委員会等への被害の報告 |
| ⑤ 被害に対する対応       | ⑥ 教育再開に向けた対応    |
| ⑦ 避難所が開設された場合の対応 | ⑧ その他災害に係る対応    |

### 3 非常体制の規模縮小や解除

県内に震度5強以上の地震が発生した場合において、地震の規模や被害の状況等を踏まえたうえで、学校に人的・物的被害がないことが確認され、災害対応の必要がない場合や、被害はあったものの必要な対応が完了した場合は、校長の判断で、非常体制の規模縮小や解除ができることとする(ただし、教育委員会からの指示がある場合を除く)。

なお、解除する場合は、電話、FAX、メールのいずれかにより教育委員会へ報告を行うこととする(規模縮小の場合は連絡不要)。

「学校における防災の手引き」三重県教育委員会(令和7年3月)より抜粋

## 7 防災教育年間指導計画(例)

### 1 学校防災教育年間指導計画【小学校】

	令和〇年度 学校防災教育計画 四日市市立〇小学校					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1年	体：ならびっこ 生：1年生になったら 道：気持ちのよいあいさつを心がけて、明るく接する。	生：がっこうたんけんしよう 道：幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	体：水あそび 道：友だちと仲良く助け合う。	体：水あそび 道：約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切に。		生：学校の周りを探検しよう 道：よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
2年	体：整列練習 道：約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切に。	算：長さははかってあらわそう 道：気持ちのよいあいさつを心がけて、明るく接する。 生：やさいをそだてよう	生：まちたんけん 体：水あそび 道：郷土の文化や生活に親しみ愛着をもつ。	算：時計を生活に生かそう 体：水あそび		生：学校の周りを探検しよう
3年	社：わたしたちの市のようす校區探検 体：整列練習	算：時ごと時間のもとめ方 算：長いものの長さのはかり方と表し方	体：水泳 道：いのちのまつり	体：水泳 着衣水泳 道：キツネおどり		
4年	社：住みよいまちづくり 体：整列練習 道：自分でできることは自分でやり、よく考えて行動する。	社：住みよいまちづくり 理：電気のはたらき	体：水泳 道：命とくらしをささえる水 道：正しいと判断したことは、勇気をもって行う。	社：防災設備を考えよう 体：水泳		社：安全なくらしを守る 学校の消防せつびを調べよう 道：相手のことを思いやり、進んで親切にする
5年	家：家庭生活の再発見 体：整列練習 道：生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心がけようとする。	家：クッキング始めの一步、ソーイング始めの一步 保：心の健康	体：水泳、安全確保につながる運動 家：整理整頓で快適に 道：謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる考えや立場を認め、尊重していこうとする。	体：水泳、安全確保につながる運動 家：できるよ家庭の仕事		道：問題を解決するために話し合おう 道：自分の目標の実現のために自分のもっている力を精一杯発揮して、最後まであきらめずに努力しようとする。
6年	体：整列練習 社：災害の発生と政治のはたらき	家：朝食を考えよう 道：より高い目標を立て、希望と勇気をもって努力する	体：水泳 保：病気の予防 道：働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って、公共のために役に立つことをする。 道：防火ポスターを作ろう	体：水泳 着衣水泳		道：誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。
避難訓練	緊急地震速報を用いた地震・火災による避難訓練(職員による消火訓練を含む)					災害時ひきわかし訓練(PTA・地域と連携)(災害時引き渡し訓練含む) Jアラート訓練
その他	【事前事後指導】 教室からの避難経路の確認 防災ノート、家族防災手帳を活用しての学習			夏休みの生活(防災ノート、家族防災手帳活用)		【事前事後指導】 地震・津波の恐ろしさと身の守り方 防災ノート、家族防災手帳を活用しての学習

	10月					
	11月	12月	1月	2月	3月	
1年	道：郷土の文化や生活に親しみ愛着をもつ。	道：いろいろなふね 道：生きることのすばらしさを知り、生命を大切に。 道：よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行う。	道：自分の特徴に気付く。 道：父母・祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして家族の役に立つ喜びを知る。	道：生きることのすばらしさを知り、生命を大切に。 道：郷土の文化や生活に親しみ愛着をもつ。	道：なんじなんぶん 道：家族など日頃世話になっている人々に感謝する。 道：先生を敬愛し、学校の人々に頼んで、学校や学校の生活を楽しくする。	道：約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切に。
2年	生：まちたんけん 生：やさいをしゅうかくしよう 道：生きることが喜び生命を大切にすることを。	生：まちたんけん		生：いっしょにいるとあんしん	道：父母・祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして家族の役に立つ喜びを知る。	
3年	社：安全なくらしを守る 道：災害から命を守ろう(防火教室)	社：安全なくらしを守る(安全なくらしを守る人々の仕事)	社：安全なくらしを守る(安全なくらしを守る人々の仕事) 理：電気で明らかをつけよう	社：市のようすとくらしのうつりかわり	社：市のようすとくらしのうつりかわり(うつりかわる市とくらし)	社：市のようすとくらしのうつりかわり(うつりかわる市とくらし) 道：うみねことたんぼぼ
4年	社：災害からくらしを守る 地震体験	算：広さを調べよう		社：地域の発展に尽くした人々 道：働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く	道：郷土の伝統と文化を大切に。 道：郷土を愛する心をもつ。	
5年	理：雲と天気の変化 道：日常生活でも心とからだを一つにして真心をもって人に接しようとする意欲をもつ。	家：食べて元気に 理：流れる水のはたらき	家：食べて元気に	道：多くの人に支えられて自分が生きていることが分り、それに感謝し、応えようとする。	保：けがの防止 道：社会に奉仕する喜びを味わうと共に、公共のために役立つことをしていこうとする。	社：自然災害から人々を守る 家：いっしょにほっとタイム
6年	社：関東大震災	理：大地のつくりと変化 道：身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。		家：共に生きる地域での生活 道：生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	社：国際連合と日本の役割	道：郷土やわが国の伝統と文化を大切に。 先人の努力を知り、郷土や国を愛する心を持つ。 理：自然とともに生きる
避難訓練				緊急地震速報を用いた休み時間中の避難訓練(地震)		
その他						春休みの生活

## 2 学校防災教育年間指導計画【中学校】

令和〇年度 「学校・園防災教育計画」

四日市市立〇〇中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1年	理:実験器具の安全な取扱い 保:健康な身体 道:より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜くことよい意志をもつ	技:木工具の安全な使用方法 体:集団行動 道:自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める	理:身の回りの物質の変化 保:救急法 道:それぞれに個性や立場を尊重し、いろいろなものを見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ	道:自立の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を持つ			道:より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志を持つ
2年	道:望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする	保:健康と環境 家:地域でつながる 国:やさしい日本語 体:集団行動 道:生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する 社:世界と比べた日本の地域的特色	社:世界と比べた日本の地域的特色 国:メディアと上手に付き合うために 道:友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う	道:自立の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を持つ	道:自立の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を持つ		社:関東大震災 家:健康で快適に住まう 道:温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ
3年	道:真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自分の人生を切り拓いていく	体:集団行動 道:世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和の人類の幸福に貢献する 社:関東大震災	道:自立の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を持つ	道:生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する			道:自己が属する様々な集団の意義について理解を深め、役割を自覚し集団生活の向上に努める
避難訓練	4/14 火災想定 避難訓練					9/1 地震想定 避難訓練 (緊急地震速報・津波・浸水想定)	
その他	【事前事後指導】 教室からの避難経路の確認 防災ノートを活用しての学習	5/18 1年:防災教室		夏休みの生活 1. 2年:炎天下の運動について		【事前事後指導】 地震の恐ろしさと身の守り方 防災ノートを活用しての学習	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年	道:自己が属する様々な集団の	道:正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める	道:勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める	道:多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分ができることに感謝し、それにこたえる	理:生きている地球 道:地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める	英:A Girl Saved Many Lives 道:人間は弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることに喜びを見いだすように努める	
2年	道:より高い目標を目指し、希望と	社:日本のさまざまな自然災害と防災 道:法や決まりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会秩序と規律を高めるように努める	道:礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる	道:話合せて考えを広げよう。立場と根拠を明確にして書こう。 道:地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める	道:地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める		社:変化の中の日本 道:自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める
3年	道:人間は弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることに喜びを見いだすように努める	道:正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める	家:地域でつながる 道:勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める	道:公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める 社:私たちの課題「国際社会と人類の課題」	理:自然と人間 道:地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める		道:温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ
避難訓練		11/11 地域との合同防災訓練			緊急避難訓練(Jアラートを含む) (臨機応変な行動とJアラート確認)		
その他			冬休みの生活			春休みの生活	

## 8 緊急時児童生徒引き渡しカード(例)

### 「緊急時児童生徒引き渡しカード」の例

引渡しの場合は、保護者に引き渡すことを原則とし、保護者が迎えに来られない場合も含めて、記入された名前以外の人には、原則として児童生徒の引き渡しは行わない。

#### 【自宅控】 緊急時児童生徒引き渡しカード

- ① 児童生徒名 ( )年( )組( )席 名前( )  
 ② 地区名 ( )  
 ③ 保護者が迎えに来られない場合、保護者に代わる人の名前

名 前	関 係	電話番号	代わる方の地区と住所	

- ④ 緊急時、教職員引率のもとに集団下校する場合の家庭での約束  
 A ( ) 自宅に帰る。  
 B ( ) 自宅以外で校区内の特定の場所に帰る(下表に記入した地区での集団下校となります)。  
 ☆Bの場合、下記に記入してください。

名 前	関 係	電話番号	自宅以外の校区内地区名・住所	

#### 【提出用】 緊急時児童生徒引き渡しカード

- ① 児童生徒名 ( )年( )組( )席 名前( )  
 ② 地区名 ( )  
 ③ 保護者が迎えに来られない場合、保護者に代わる人の名前

名 前	関 係	電話番号	代わる方の地区と住所	

- ④ 緊急時、教職員引率のもとに集団下校する場合の家庭での約束  
 A ( ) 自宅に帰る。  
 B ( ) 自宅以外で校区内の特定の場所に帰る(下表に記入した地区での集団下校となります)。  
 ☆Bの場合、下記に記入してください。

名 前	関 係	電話番号	自宅以外の校区内地区名・住所	

## 9 緊急時対応用「四日市市学校保護者連絡システム」文例集 (ポルトガル語・スペイン語)

### 1. 暴風警報①

暴風警報が発表されました。子ども達を下校させます。

ポ語 Foi decretado o alarme de tempestade.Os alunos voltarao para casa.

ス語 Se ha declarado la alarma de tempestad. Los alumnos van a regresar a casa.

### 2. 暴風警報②

暴風警報が発表されています。自宅で待機させてください。

ポ語 Ainda continua decretado o alarme de tempestade.Os alunos deverao esperar dentro de casa.

ス語 Aún continua declarado la alarma de tempestad. Los alumnos deben de esperar dentro de su casa.

### 3. 暴風警報③

暴風警報が解除されました。( ) 時に学校へ登校させてください。

ポ語 Foi cancelado o alarme de tempestade.Os alunos deverao ir para a escola as ( )horas.

ス語 Se ha cancelado la alarma de tempestad . Los alumnos deben de ir a la escuela a las ( \_\_\_\_am. ).

### 4. 暴風警報④

暴風警報が解除されないなので、本日は臨時休校です。

ポ語 O alarme de tempestade nao foi cancelado,hoje nao havera aula.

ス語 La alarma de tempestad no se ha cancelado, hoy no habra clases.

### 5. 地震注意報⑤

地震注意報（警戒宣言）が発表されました。お子様を迎えに来てください。

ポ語 Foi anunciado o alerta contra terremotos(comunicado de alerta). Vir buscar seu(sua) filho(a) na escola.

ス語 Se ha anunciado la alarma contra terremotos(comunicado de alerta).Venga a buscar a su nino(a) hasta la escuela.

## 6. 地震注意報⑥

地震注意報（警戒宣言）が発表されました。自宅で待機させてください。

ポ語 Foi anunciado o alerta contra terremotos(comunicado de alerta).

Os alunos deverao esperar dentro de casa.

ス語 Se ha anunciado la alarma (alerta) contra terremotos. Los alumnos deberan esperar dentro de casa.

## 7. 地震注意報⑦

地震注意報（警戒宣言）が解除されました。今から学校に登校させてください。

ポ語 Foi cancelado o comunicado de alerta contra terremotos. Os alunos deverao ir a escola a partir de agora.

ス語 Se ha cancelado el comunicado de alarma (alerta) contra terremotos. Desde ahora alumno venga a la escuela.

## 8. 地震注意報⑧

地震注意報（警戒宣言）が解除されないなので、本日は臨時休校です。

ポ語 Nao foi cancelado o comunicado de alerta contra terremotos,hoje nao haverá aula.

ス語 No se ha cancelado el comunicado de alarma(alertta) de terremotos, hoy no habra clases.

## 9. 緊急引き渡し訓練（Treinamento/entrenamiento de emergencia）

緊急引渡し訓練です。13時50分から14時10分の間に学校へ来ててください。

ポ語 (Treinamento de emergencia) Favor vir buscar seu(a) filho(a) na escola das 13:50h as 14:10h.

ス語 (Entrenamiento de emergencia) Por favor venir a buscar a su nino(a) hasta la escuela, desde 1:50pm. hasta 2:10pm.

## 10. 下校のお知らせ

本日、1年1組は給食を食べて、13時15分に下校させます。

ポ語 Hoje, a 1 serie, turma 1, ira embora as 13:15h, apos a refeicao escolar.

ス語 El dia de hoy, la hora de salida de los alumnos de 1er. grado, seccion 1, sera a la 13:15. Despues del almuerzo escolar.

【参考文献・資料】

- 四日市市危機管理室（2017）. 四日市市津波避難マップ
- 四日市市危機管理課（2022）. 四日市市洪水・高潮・土砂災害ハザードマップ
- 四日市市危機管理課（2023）. 災害対策活動要領
- 四日市市危機管理課（2023）. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン
- 四日市市危機管理課（2024）. 四日市市防災ハザードマップ（統合版）
- 四日市市危機管理課（2025）. 四日市市地域防災計画
- 三重県HP防災・防犯及び四日市市公開型GIS防災情報（2017）. 洪水浸水想定区域図
- 三重県教育委員会（2012）. 三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉
- 三重県教育委員会（2025）. 学校における防災の手引（令和7年3月改訂版）
- 三重県教育委員会（2025）. 学校管理下における危機管理マニュアル（令和7年3月改訂版）
- 三重県教育委員会（2025）. 防災ノート（令和7年4月改訂版）
- 静岡県教育委員会（2011）. 学校の津波対策マニュアル（暫定版）
- 横浜市教育委員会（2011）. 横浜市学校防災計画（平成28年4月改訂版）
- 兵庫県教育委員会（2006）. 学校防災マニュアル（平成24年改訂版）
- 文部科学省（2012）. 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- 文部科学省（2010）. 子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心の一
- 文部科学省（2011）. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の  
就学機会の確保等について
- 文部科学省（2019）. 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
- 文部科学省（2021）. 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
- 建部謙治（2003）. 在日外国人の子供の火災安全教育に関する研究
- 内閣府（2021）. 避難情報に関するガイドライン



四日市市学校防災対策ガイドライン  
令和8年1月改訂版

四日市市教育委員会

住所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
電話 059-354-8237  
Fax 059-354-8308